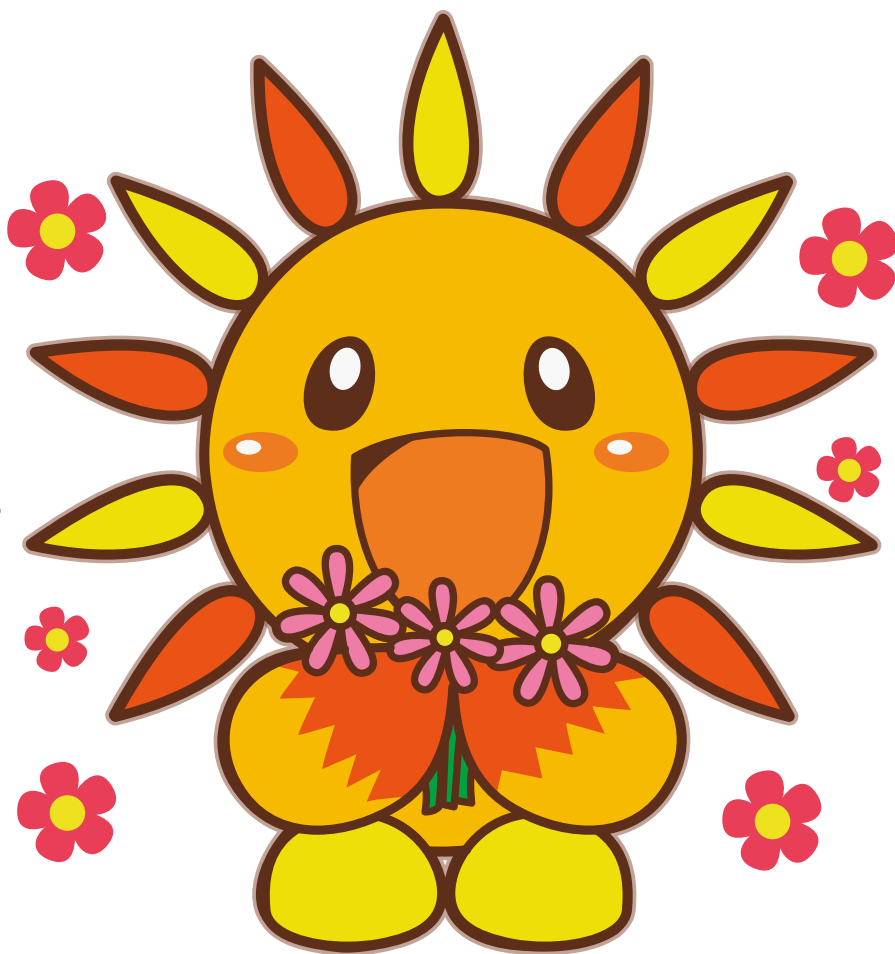


旭区地域活動のしおり

あ
り
が
と
う



旭区マスコットキャラクター あさひくん

旭区連合自治会町内会連絡協議会

事務局：旭区役所総務部地域振興課地域活動係
TEL：045-954-6091/6092 FAX：045-955-3341

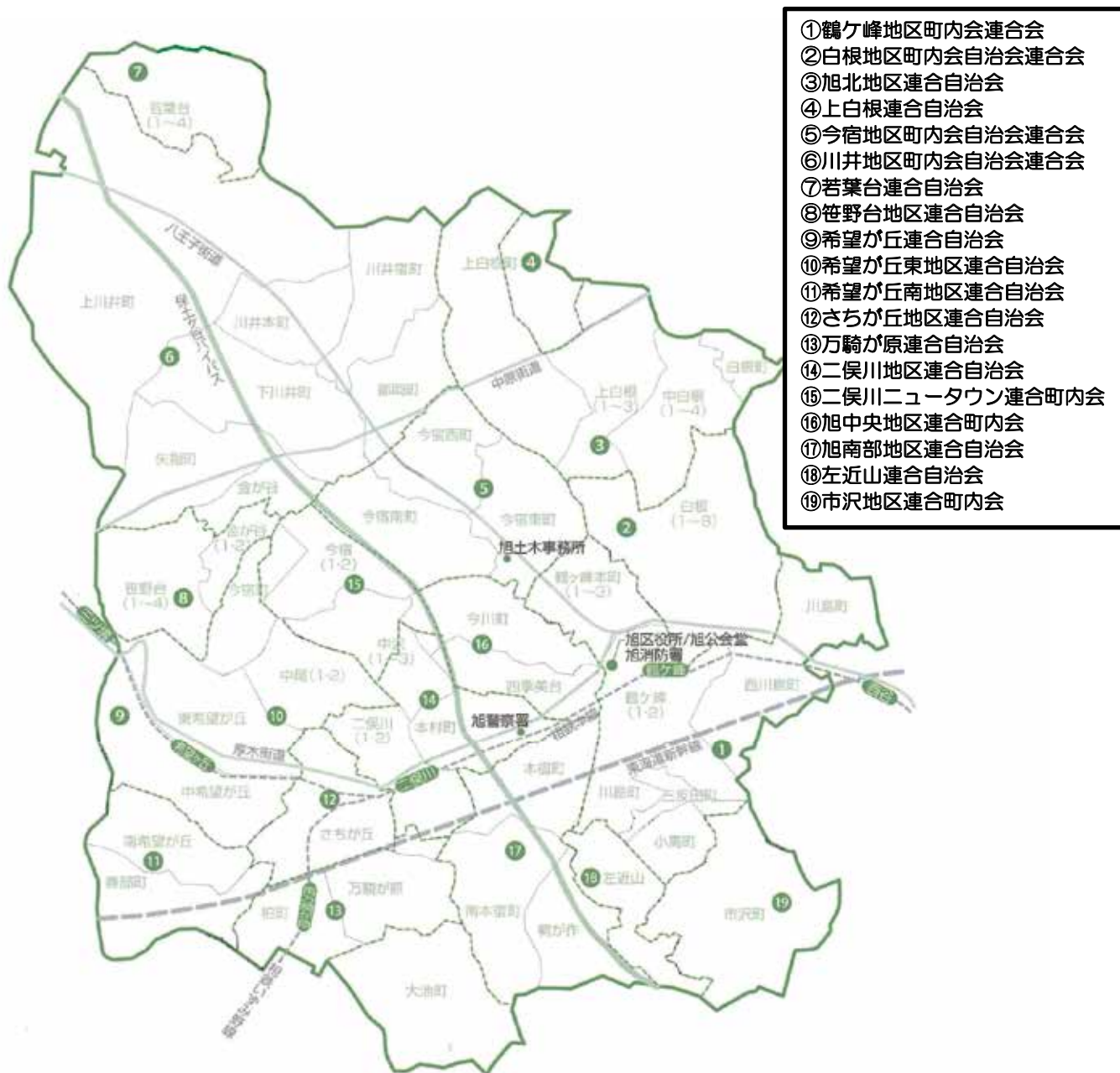
令和5年3月発行

～ 目 次 ～

<u>1 自治会町内会について</u>	2
<u>2 区役所からの依頼事項</u>	6
<u>3 地域活動への各種支援制度について</u>	8
<u>4 地域からの推薦等を受けて活動する委員等</u>	10
<u>5 主な地域活動団体</u>	20
<u>6 元気なまちをみんなで</u>	22
<u>7 活動中のケガや事故について</u>	25
<u>8 地域活動推進費補助金の交付までの流れ</u>	27
<u>9 個人情報の取り扱いについて</u>	28
<u>10 自治会町内会の法人化について</u>	29
<u>11 区役所等の業務案内</u>	34
<u>12 こんなときはどこに…</u>	36

※新型コロナウイルス感染症の影響により内容に変更が生じる場合があります。

～旭区の地区連合自治会町内会の区域～



～旭区の自治会町内会に関する統計的データ～

令和4年4月1日現在

- 自治会町内会団体数 236団体(市全体2,583団体)
- 自治会町内会加入世帯数 81,230世帯(市全体:1,219,854世帯)
- 地区連合自治会町内会数 19団体(市全体:253団体)
- 総世帯数 107,484世帯(市全体:1,772,142世帯)
- 自治会町内会加入率 75.6%(市全体:68.8%)※
 (※自治会町内会加入世帯数÷旭区内総世帯数×100=%)

1 自治会町内会について

自治会町内会は、一定の地域に住む住民によって組織され、住民相互の親睦や、地域の諸課題を一緒になって解決し、明るく住みやすい街づくりを目指す、自主的民主的な任意団体です。

住民の大半が会員として加入し、日常生活に密着した活動を行う自治会町内会は、地域を包括した基礎的な住民組織です。

住み良い生活環境を維持するためには、例えばごみ集積所の清掃、資源集団回収、防犯灯の維持管理など、地域としてまとまることで、効率的・効果的に行うことができます。また子ども会や夏まつりなどの地域の事業を通して隣近所と顔見知りになり、絆を強めることが、子供と高齢者の見守りや災害時の助け合いにつながります。

自治会町内会は、こうした重要な役割を担っています。

1 自治会町内会の役割

自治会町内会は、明るく住みやすい街づくりのため、3つの役割を果たしています。

① 公益的事業活動・地域サービス

防災、防犯・青少年育成、交通安全、環境美化、資源集団回収

② 親睦を深め、絆を醸成

運動会、盆踊り、まつり、子ども会活動、各種サークル活動、敬老会 など

③ 情報共有・合意形成・利害調整

ポスター掲示、チラシ等資料の回覧、会議の開催 など

地域の親睦を図ることが結果として青少年育成につながったり、「親睦」や「公益的事業活動・地域サービス」を行うためには「情報共有・合意形成・利害調整」が必要になるなど、3つの役割はお互いに関連しているため、3つの役割をバランスよく果たしていくことが重要です。



2 自治会町内会の主な活動

自治会町内会は、3つの役割を果たすため、具体的には次のような活動を行っています。

① 環境美化・資源集団回収活動

ごみ集積場所の管理や公園清掃、新聞・雑誌・缶・ビン・ペットボトルなどの資源物の回収などにより、地域環境の美化やごみの減量・リサイクルを進めます。

② イベント等の開催

夏まつり・運動会・文化祭・餅つき大会などのイベントの開催や、子ども会活動などの各種サークル活動の実施や支援などを通じて、地域の親睦を図ります。

③ 行政との連携

行政や公益団体からの情報の周知や、各種団体の委員等の推薦を行い、行政と連携し、地域社会の形成を行います。

④ 社会福祉活動

高齢者への給食サービスや安心訪問、敬老会の活動、子育て支援、募金への協力などにより、社会福祉を推進します。

⑤ 防災活動

防災訓練の実施、防災資機材の整備や食料の備蓄などにより、災害に備えます。また、地震などの災害発生時には、お互いに助け合って安全を確保します。

⑥ 防犯・交通安全活動

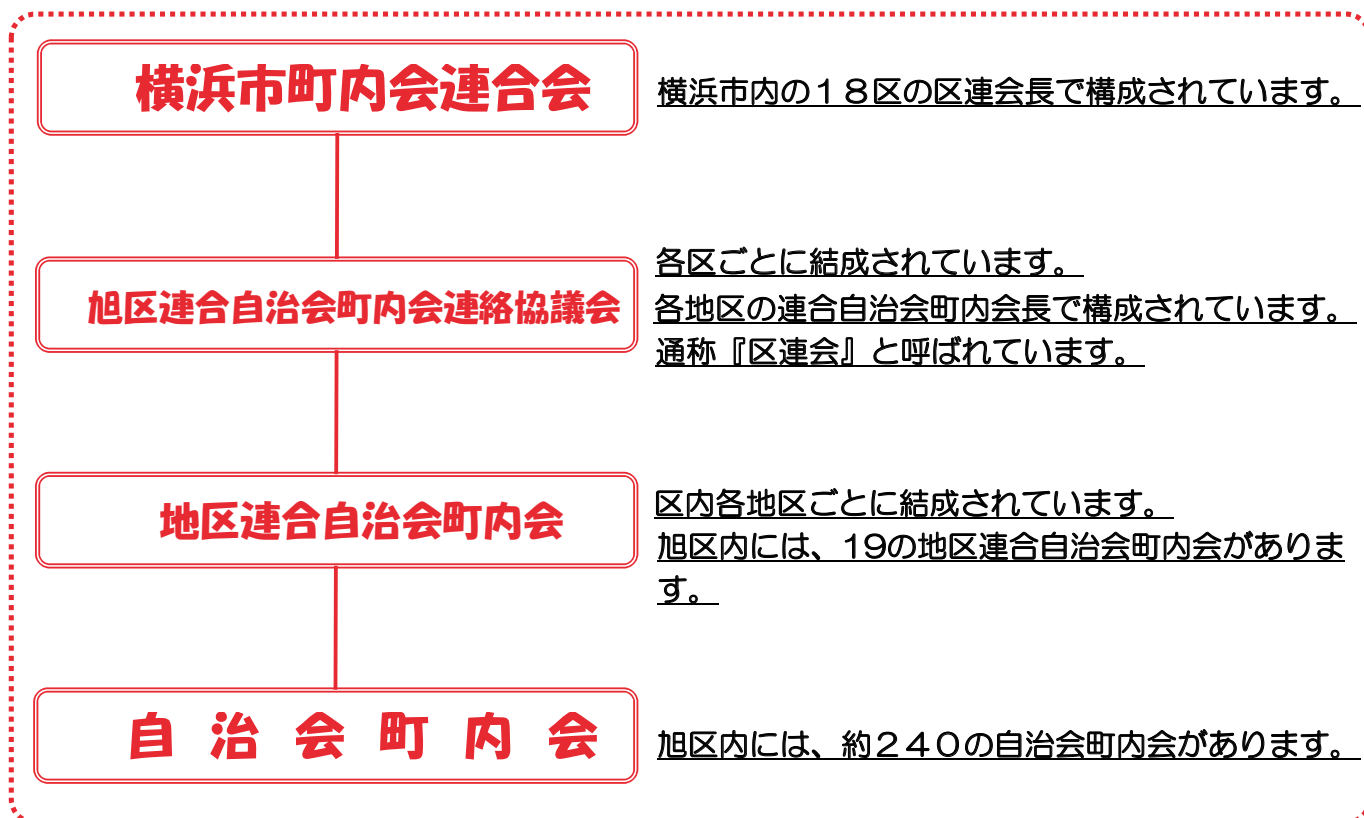
防犯パトロールや見守り活動の実施、防犯灯の維持管理、スクールゾーン対策協議会への参加などを通じ、犯罪や交通事故の防止活動を推進します。

⑦ 施設・設備の維持

活動の拠点となる自治会町内会館の維持管理、広報手段の掲示板や回覧板の維持管理などにより、地域の親睦や情報共有の基盤を支えます。

3 横浜市の自治会町内会組織の構成

横浜市の自治会町内会の組織構成は、次のようになっています。
各団体間で情報共有や意見交換を行い、よりよい地域づくりを目指しています。



● 地区連合自治会町内会の役割とは…

今日の自治会町内会活動では、あらゆる分野において、**区域を越えた広域的な取組み**が必要となることが少なくありません。地区連合自治会町内会は、このような単独の自治会町内会が実施するには困難な広域的事業や課題解決に向けた取組みなどを行っています。

● 旭区連合自治会町内会連絡協議会の役割とは…

旭区連合自治会町内会連絡協議会は、主に各地区連合自治会町内会間の連絡調整や、区全体に関する事柄などについて行政と連携、協力した取組みを行っています。



いろいろな団体が互いに協力して
地域は成り立っています。

4 自治会町内会の運営について

自治会町内会を運営する際には、役員のみなさんは次の点に心がけましょう。

① 情報共有で民主的な運営を

会の運営にあたっては、**情報を広く共有**して民主的な運営に努めましょう。

新年度の事業計画や予算、過年度の事業報告や決算、役員選任や規約改正など重要な事項については、「規約（会則）」に従って、「**総会**」で**決定**しましょう。

また、1～2か月に1回程度開催する「定例会」や「役員会」を開催する自治会も多いようです。会議には、役員や各専門部長、委嘱委員などが出席し、総会で審議する原案の作成などを行います。

また、自治会町内会の具体的な事業の執行も行います。

会員向けに広報紙やニュースを発行し、会の活動情報をお知らせし、情報共有することも有効です。

地域の一体感が育まれ、活動への参加者、協力者も得やすくなります。

② 仕事はみんなで役割分担を

自治会町内会には様々な仕事があり、少人数だけでそれをやっていくのはとても大変です。

役員全員で分担をするとともに、会員同士で積極的に声をかけあって、活動に参加してもらいましょう。

自治会町内会の円滑な運営のため、**役員の負担を軽減するための工夫**を考えることも必要です。

③ 会計は会員に分かりやすく

自治会町内会の会計は、会員からの会費や区からの補助金等が主な財源となっています。

わかりやすい項目で正確な出納簿をつくりましょう。

自治会町内会で専用の口座を開設し、**全ての収入は一度自治会町内会の口座に入金**するようにすると、出入金の管理がしやすくなります。



また、自治会町内会館建設等のために特別会計を設置している場合は、その特別会計専用の口座も別に設けます。

支出については、例えば会計担当者が伝票等によって会長の許可を得るようにするなど、会計担当者だけでなく**複数の人のチェックが働くようにする**と良いでしょう。

みんなで互いに協力して
自治会町内会を円滑に
運営していきましょう。



2 区役所からの依頼事項

依頼事項	依頼内容
現況届	<p>毎年度当初に、自治会町内会及び地区連合自治会町内会の状況を把握させていただくための基礎資料として、主に次の項目について様式に記入のうえ、提出いただいています。前年度と変更がない場合にも、必ず提出していただきます。</p> <p>(1)連絡先(自治会町内会名、会長名、会長住所、電話番号等) (2)自治会町内会加入世帯数、班数、掲示板保有数等</p>
口座振替依頼書	<p>市又は区から自治会町内会及び地区連合自治会町内会へ、次の補助金・謝金を振り込む際に、振込先の金融機関口座を指定する書類です。</p> <p>① 地域活動推進費補助金 ② 防犯灯維持管理費補助金 ③ 広報紙(広報よこはま、県のたより、ヨコハマ議会だより)配布謝金 ④ 町の防災組織活動費補助金 ⑤ 地区連合自治会町内会防災訓練奨励金</p>
自治だより お届け先指定届	<p>毎月、横浜市町内会連合会や旭区連合自治会町内会連絡協議会で審議された内容等を記載した機関紙「自治だより」を発行しています。この自治だよりは毎月20日以降～月末にかけて回覧・掲示依頼物をお送りするのに併せて「現況届」の内容に基づき自治会町内会会長のご自宅へお届けしています。</p> <p>この届は、会長のご自宅以外への配送を希望される場合のみ配送先を指定していただくためのものです。</p>
広報よこはま あさひ区版 配送届	<p>自治会町内会の加入・未加入を問わず、各種広報紙(「広報よこはまあさひ区版」、「県のたより」、「ヨコハマ議会だより」)を、全ての世帯に配布していただくよう、ご協力をお願いしています。</p> <p>配送先住所・担当者・配布部数に変更がある場合にご提出ください(年度途中の変更も可能です)。また、メールや電子申請でも変更できます。</p> <p>毎月10日までにご連絡いただければ、翌月号から反映します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div data-bbox="459 1451 671 1653" style="text-align: center;">  <p>▲メールでの変更</p> </div> <div data-bbox="715 1451 1086 1727" style="text-align: center;"> <p>■入力項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体名 ・申請者氏名 ・変更希望月(○月下旬配送分) ・変更後の配布部数 ・変更後の配送先情報 など <p>■メールアドレス</p> <p>as-kouhou@city.yokohama.jp</p> </div> <div data-bbox="1161 1451 1374 1653" style="text-align: center;">  <p>▲電子申請での変更</p> </div> </div>



「現況届」「口座振替依頼書」については、会長の**変更がない場合でも必ず毎年度提出**をお願いいたします。

区役所では、毎年度3月に「自治だより」を通じて自治会町内会長様に自治会町内会の組織体制の把握や各種情報提供等について依頼しています。
※会長が交代される場合には、これらの書類提出について必ず新会長に引継をしてください。

依頼時期	提出時期	提出先	摘要
3月	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	現況届の世帯数は4月1日現在の加入世帯数を正確にご記入ください。 現況届に記入された加入世帯数が地域活動推進費補助金の基礎数値となります。 <u>※ 地区連合自治会町内会に加入している場合は、区役所及び連合に同じ加入世帯数を届け出るようご注意ください。</u>
	地域活動推進費補助金等の交付申請時まで	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	口座振替依頼書に押印いただく印鑑は、関係する補助金の請求書にも <u>同一の印鑑</u> を押印いただくこととなりますので、お忘れにならないようご注意ください。(スタンプ印は不可です。) 関係する補助金を申請しない自治会町内会についても、広報紙配布謝金の支払いがありますので、 <u>必ずご提出</u> ください。
	4月	地域振興課 地域活動係 電話:954-6091 FAX:955-3341	自治だよりを <u>会長のご自宅にお届けする場合は提出不要</u> です。
	配送先住所・担当者・配布部数に変更があった時	区政推進課 広報相談係 電話:954-6023 FAX:955-2856	配布謝金: ①広報よこはまあさひ区版 9円/1部(毎月) ②県のたより 8円/1部(毎月) ③ヨコハマ議会だより 4円/1部(年4回) 配送日:毎月末(1月分は12/29までに配送) 各世帯への配布日:毎月1日~10日の間

3 地域活動への各種支援制度について

地域活動の種類	活動の内容 (対象経費)	支援対象 (申請)団体	支援区分
公益的地域活動全般	<ul style="list-style-type: none"> ・事務費 会議開催経費、会館維持管理費、役員手当など ・事業費 美化活動、レクリエーション活動、子ども会や老人クラブへの助成 など 	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
自治会町内会館の整備 ※	自治会町内会館の整備に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
	【整備の種類】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新築・購入 既存の建物を撤去し新築する場合含む ・ 増築 既存の建物の床面積の増加 ・ 耐震補強工事 耐震診断に基づいて行う工事 ・ 修繕 既にある建物の部分に対して、機能の維持向上、模様替え等のために行う工事 		融 資
防災活動 ※	町の防災組織(各自治会町内会)が行う防災関連の会議費、訓練費、資機材購入費などの 防災活動費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 	補助金
防犯活動 ※	地域内で実施する防犯パトロールなどの 防犯活動に要する経費 (帽子、反射ベスト、ジャケット購入費 など)	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	助成金
防犯灯の設置・更新	LED防犯灯 の設置・更新に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	市事業
防犯灯の維持・管理	地域が所有・管理する「 防犯灯 」の 電気料金 や 修繕費	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会町内会 ・地区連合自治会 町内会 	補助金
新たに地域課題を解決しようとする活動	区内で地域福祉の推進など 地域課題解決に向けた事業 に必要な経費	2人以上の旭区民で構成された団体	補助金

※は、P9右上にあります「公益的地域活動全般」の「摘要欄」の※を、ご参照願います。

**地域活動を推進するため、活動内容に応じた各種支援制度がありますので
ご利用ください。**

支援(補助・助成等)制度	支援の申請先	申請時期	摘要
「地域活動推進費補助金」 加入世帯数又は対象経費に応じた金額 (前金払・翌年度精算)	地域振興課 地域活動係 954-6091	4～6月	※他の補助金・助成金の交付を受ける場合、他の補助金・助成金の対象となる支出は、地域活動推進費補助金の補助対象経費にはなりません。 補助金対象額の1/3が補助金額を下回った場合、返還金が発生します。 詳細は27ページをご覧ください。
「自治会町内会館整備事業補助金」 補助率1/2(共通) 【上限額の例】 ・新築・購入:99,000円/㎡ かつ1,200万円 ・増築:500万円 ・耐震補強工事:300万円 ・修繕:200万円	地域振興課 地域活動係 954-6091	実施前年度 4月～6月	必ず事前にご相談ください。
横浜市との協定を結んだ 民間金融機関からの融資	金融機関	市からの 補助決定後	法人化している必要 があります。 詳細は、各金融機関にお問い合わせください。
「町の防災組織活動費補助金」 世帯数×160円	総務課 庶務係 954-6007	4～6月	支出額が補助金額を下回った場合、返還金 が発生します。
「まちぐるみ地域防犯推進事業助成金」 ・単位自治会町内会: 対象経費の1/2または20,000円 ・地区連合自治会町内会: 対象経費の1/2または50,000円	地域振興課 地域活動係 954-6091	5～6月	予算の範囲内で交付額を決定 しますので、申請が多い場合には 助成額が減額 される場合があります。
「LED防犯灯設置事業」 自治会町内会等に代わり、市が経費負担をし、設置します。	地域振興課 地域活動係 954-6091	5月頃	各自治会、町内会より、設置等の申請を受け付けます。 要望内容等によっては、設置できない場合 もあります。
「防犯灯維持管理費補助金」 年度当初(4/1現在)に所有する防犯灯数×2,200円	地域振興課 地域活動係 954-6091	4～6月	地域活動推進費補助金と 同時に申請 します。
「あさひのつながり応援補助金」 対象経費の9割 【上限】5万円	地域振興課 地域力推進担当 954-6095	4月～12月	必ず事前にご相談ください。 予算の上限に達し次第、申請受付を終了します。

4 地域からの推薦等を受けて活動する委員等

委員名	活動内容	任期
民生委員・児童委員 及び主任児童委員	厚生労働大臣から委嘱される 特別職の非常勤公務員 で、地域住民の相談・援助や見守りを行い、行政や専門機関への「つなぎ役」として地域福祉の推進など多方面にわたり活動しています。	3年
スポーツ推進委員	市長から委嘱される非常勤公務員 として、各種スポーツ振興事業の推進をしています。	2年
青少年指導員	市長及び県知事から委嘱 され、地域社会における青少年の自主的な活動と、その健全な育成を推進しています。	2年
保健活動推進員	市長から委嘱 され、行政の健康づくり施策のパートナーとして、地域の健康づくりを推進しています。	2年
環境事業推進委員	市長から委嘱 され、自治会町内会と連携したごみ減量による脱温暖化に向けた 3R行動・地域の清潔保持を推進 します。	2年
消費生活推進員	市長から委嘱され、地域における消費者のリーダーとして、地域と連携して、自主的に悪質商法防止などの 消費者問題の学習や普及・啓発活動 を推進しています。	2年
保護司	法務大臣から委嘱される 非常勤の国家公務員 で、地域において犯罪をした者及び非行のある少年の改善更生を助けるとともに、犯罪の予防のための啓発活動を行います。	2年 (再任妨げない)

※各委員の詳細は、12～17ページの資料を参照してください(保護司を除く)。

**自治会町内会や地区連合から委員等の推薦を受けて、
各種公益的活動を推進しています。**

推薦 依頼時期	推薦先(担当)	提出時期	摘要(推薦基準等)
毎年 2月(欠員補充) 7月(欠員補充) 2025年 5月(一斉)	福祉保健課 福祉保健係 954-6101	毎年 4月(欠員補充) 9月(欠員補充) 2025年 8月(一斉)	○民生委員・児童委員は、各自治会・町内会から <u>原則200世帯～440世帯に1名</u> :地区推薦準備会の 開催と適任者の推薦 ○主任児童委員は、 <u>地区連合から2名</u> :連合地区 推薦準備会の開催と適任者の推薦
2022年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2023年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
2023年 11月	地域振興課 生涯学習支援係 954-6095	2024年 2月	自治会町内会の数、世帯数等を勘案し、各地区 <u>連合ごとに一定数</u>
2022年 11月	福祉保健課 健康づくり係 954-6146	2023年 2月 締切後も 随時受付	各自治会町内会から <u>原則1名</u> <u>250世帯につき1名を目安</u> とします。
2022年 11月	資源循環局 旭事務所 953-4811	2023年 2月	各自治会町内会から <u>原則1名</u>
2022年 11月	地域振興課 地域活動係 954-6095	2023年 2月 締切後も 随時受付	活動している地区連合の各自治会町内会から <u>原則1名</u>
随時	旭区社会福祉 協議会 392-1123	委嘱日 4月1日 10月1日	<p>《保護司候補者の要件》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委嘱日現在66歳以下であること ・禁錮以上の刑に処せられたことがない者 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したものでない者

民生委員・児童委員、主任児童委員とは？



高齢者世帯への
声掛けや、訪問



高齢者向けの
ふれあいサロンの開催



子育ての
相談・支援



子育てサロンの
紹介



地域で小学生の
ジュニアボランティア活動を
進める



一人で寂しい
食事しても食欲が
無く、不安だな…



地域で実施し
ている食事会
を紹介



認知症などの
相談先や関係機
関でのサービス
等の案内



Q1

民生委員・児童委員、
主任児童委員(※1)とは？

A1

子どもから、高齢者まで、
地域のみなさんの
身近な相談相手です！

Q2

具体的には、
どのような活動をしているの？

A2

高齢者世帯への声かけや
訪問、ふれあいサロン・
食事会などを紹介しています。
子育てサロンの紹介、
様々な子育ての相談・支援
を行っています。

連携！

Q3

すべて民生委員が
解決するの？

A3

民生委員は、皆さんの悩みごとを解
決するために、行政や関係機関につ
なげていくための「パイプ役」です。
また、様々な福祉サービスを
紹介します。

協力！

Q4

何だか大変そう…
一人で活動するの？

A4

各地区(20地区)ごとに協
議会があり、そこに属して活動し
ています。協議会では、月1回程
度会合を開催したり、研修をし
たり、みんなで相談ごとの対応方
法を話し合うなど、一人で抱え
込む事がないよう、みんなで取り
組んでいます。

【年間の主な活動】 ※この他に、各地区ごとの活動があります。

時期・頻度	主な内容
通年	相談、訪問・見守り活動
毎月1回程度	定例会(各地区ごとに開催)
随時	全員研修、その他の研修もあります。
7/1、12/1	欠員補充、一斉改選(3年に一度実施) (地域の推薦準備会で候補者を選出)
8~12月	ジュニアボランティア体験事業 (各地区の小学生が地域の福祉活動に参加することを支援)
10月	赤い羽根共同募金

- 民生委員・児童委員、主任児童委員(※1)は、厚生労働大臣の委嘱を受けて、それぞれ担当する区域内で地域福祉増進のため、幅広い活動を行っています。
- 地域の皆さんの悩み事をお伺いします。※2
- ひとり暮らしの方の見守り活動や子どもたちへの声かけを行います。
- 地域でのボランティア活動や福祉サービスを進めます。

- ※1 児童福祉に関することを専門的に担当する民生委員・児童委員を「主任児童委員」と言います。
- ※2 民生委員・児童委員には、法的な守秘義務があり、ご相談内容の秘密を守ることになっています。

旭区のスポーツ、横浜のスポーツを支える！

スポーツ推進委員



主な活動内容



市内で行われる国際大会のコース設営や管理に携わることで、**選手を間近でサポートすることが出来ます！**



老若男女を問わず競技に参加する「旭区民スポーツ祭」を開催しています。大会の中でスポーツ推進委員は、**運営や救護で活躍しています！**



審判講習会を受講することで、区内で行われる大会で**審判員として活躍しています！**



講習会を通して、**スポーツの知識を向上させます！**

開催月	年間スケジュール(予定)
5月	ITU世界トライアスロンシリーズ横浜大会
7月	審判講習会と救命講習会を隔年ごとに実施
8月	旭区民スポーツ祭8月大会
9月	旭区民スポーツ祭9月大会
9月	横浜シーサイドトライアスロン
10月	横浜マラソン
10月	旭ふれあい区民まつり
11月	旭区民スポーツ祭11月大会
12月	旭区クロスカントリー大会
1月	旭スーラシア駅伝
3月	旭区スポーツ人のつどい
3月	旭区スポーツ推進委員大会を隔年で実施

※全ての方に、全イベントに従事していただくわけではありません。各地区でどのイベントに従事するか、相談していただくことになります。
※このほか、各地区における行事があります。

※一括で社協のボランティア活動保険に入るので、安心して活動できます。また、ユニフォームや帽子なども支給されます。

未来を担う子どもが、ふるさとの旭区で健やかに成長するために！

青少年指導員



よこはま動物園ズーラシアで、動物と自然とのふれあいや、こどもの創造性を養うことを目的に、「旭区子ども写生大会」を企画・運営しています(6月)。



子ども自然公園の豊かな自然の中で、様々な体験や人々との交流を通じて、思いやり・協調性・自然を大切にする心を育みます。(旭区親子野外自然体験活動)(11月)



児童・生徒の発表・交流の場、また、学校と地域の交流の場を目的に、「旭区学校音楽祭」を実施しています(12月)。



旭区大なわとび大会では、子どもたちのチームプレーを運営側として支えています！(2月)

Q1. どんな活動をしているの？
A1.

子どもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するために、地域でのイベントをはじめ、「旭区子ども写生大会」等のイベントや夜間パトロール、カラオケボックス等の立ち入り調査等を実施しています。

Q2. 活動するにあたって、ケガをした時のための保険等がありますか？
A2.

ボランティア活動保険に入るので、安心です。旭区青少年指導員のユニフォームや帽子なども支給されます。

Q3. 自分にできるか不安だな・・・何か、講習会がありますか？
A3.

新任青少年指導員を対象に、その役割や具体的な活動内容についての研修があるので、初めての方でも安心です。また、外部講師をお招きして、子どもを楽しませるアイスブレイキングや、コミュニケーションゲームの手法を体験して学ぶ等、自分のスキルや知識の向上に繋がります。

【区・市等の主な活動実績】

時期	主な内容
6月	旭区子ども写生大会(ズーラシア)
6月	青少年指導員研修会
7月	全市統一行動パトロール活動(夜間パトロール)
7月頃	社会環境実態調査(カラオケボックス等の調査)
10月	全市統一行動キャンペーン(区民まつりでの啓発)
11月	旭区親子野外自然体験活動(子ども自然公園)
12月	旭区学校音楽祭(横浜富士見丘学園中学校・高等学校)
2月	旭区大なわとび大会(旭スポーツセンター)
9月、3月	広報紙「あさひ青指だより」の発行(年2回程度)

※全ての方に、全イベントへ参加していただく訳ではございません。

※この他、各地区における行事があります。

青少年指導員(通称「青指(せいし)」)は、未来を担う子どもたちが、ふるさと旭区で健やかに成長するため、地域ぐるみで青少年健全育成を図る活動をしており、横浜市長からと同時に、神奈川県知事からも委嘱されます。

活動内容の一部をご紹介します。11月に、子ども自然公園・同青少年野外活動センターで行われる「親子野外自然体験活動」では、ウォークラリーと野外炊事を行います。ウォークラリーは、青少年指導員が考えた様々なクイズが、園内の数か所のポイントにあり、親子で協力しながらクイズを解き、チェックポイントを周ります。また、野外炊事では、薪割りや火おこしを体験し、焼きそば、焼きマッシュマロなどを作ります。このように親子で参加して体験できるイベントなどを企画、運営しています。

また、「旭区大なわとび大会」は区内19地区で予選大会を行い、勝ち抜いたチームが地区の代表として優勝を目指して頑張ります。過去の大会では、2,086回跳んだチームがあり、選手、保護者、そして、青少年指導員も大いに盛り上がりました。

子ども達と触れ合うのが好きな方、ぜひ一緒に活動しませんか！よろしく願いいたします。

旭区保健活動推進員は こんな活動をしています



◇保健活動推進員とは…？

保健活動推進員は、自治会町内会の推薦により市長が委嘱します。地域の健康づくり活動の推進役、横浜市の健康施策のパートナー役として、地域で生活習慣病予防などの健康づくり活動を行います。

横浜市の健康づくり施策の指針である「第2期健康横浜21」の地域における推進役として地域の人々の健康を支えるための活動を行うことが期待されています。

任期は令和5年4月から2年間です。

「第2期健康横浜21」は、横浜市民の健康寿命を延ばすことを大きな目標としています。

◇活動内容は…？

- 地区単位や区単位の保健活動推進員会に属し、活動計画に沿って、他の保健活動推進員と一緒に活動します。
- 区役所が主催する育成研修を始め、様々な研修を通じて健康について学びます。それを、ご自身の健康づくりに活かしていただくとともに、地域の健康づくりのための活動に出来る範囲で取り組みます。
- 健康づくりを行う地域の団体等と共同で実施することや、区役所が主催する健康づくり事業に参加協力することもあります。
- 市民活動保険にボランティア活動保険を付加し、保健活動推進員の活動を補償します。
- 個人に対する報酬はありません。地区研修活動等に対して区から各地区へ交付金があります。
- 永年にわたって活動いただいた方には、勤続表彰の制度があります。

<活動例>

- 健康づくりに関する研修会への参加
- 健康チェック、体力測定の実施
- ウォーキング指導、体操教室の開催
- 受動喫煙防止や健(検)診受診促進の啓発活動等



総会（5月）



受動喫煙防止・禁煙キャンペーン(5月)



健康フェアでの健康チェック(10月)



各地区での活動例(ロコモチェック)

研修等の受講や活動の実践により、健康に関する知識が増え、ご自身やご家族の健康づくりができます。

活動を通じて地域の皆さんが健康になり、いきいきとした活力ある地域になります。

また、地域での仲間づくりができ、支えあって暮らせる地域につながります。



環境事業推進委員は こんな活動をしています

分別排出実践・啓発活動

各自治会・町内会区域内のごみ集積場所において、分別排出及びごみ出しマナーの普及啓発活動

環境行動の実践・啓発活動

家庭内及び地域イベント等での3R行動の啓発行動の実践・啓発協力

地域清掃活動の推進

各自治会・町内会での地域一斉清掃等を継続的に実施するなどの取組を行う

推進委員の 主な活動

地域への情報提供

地域住民へのごみ減量・3R行動を中心とした脱温暖化の取組・地域美化等に関する情報の提供

清潔できれいな街づくりの推進

区役所、自治会・町内会と連携して、不法投棄やポイ捨て防止等、街の美化にかかわる取組を行う

住民からの相談と 行政機関への連絡

地域での3R行動や美化活動等に関する相談があった場合には、資源循環局事務所や区役所との連携

区単位または地区連合単位での取組

- (1) 環境事業推進委員連絡協議会の活動
- (2) 街頭クリーンキャンペーン(ポイ捨て防止キャンペーン)等への参加・協力
- (3) 研修会への参加
- (4) 他の地域団体との交流による協力体制づくり



環境事業推進委員の身分及び補償について

1.身分について

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例及び同規則に基づき市長が委嘱する、「一般廃棄物の減量化及び再生利用を促進するボランティアとして地域で活動していただくリーダー」です。

2.活動補償について

環境事業推進委員の身分はボランティアであることから、活動中の補償につきましては、市民活動保険等により補償を行うこととします。

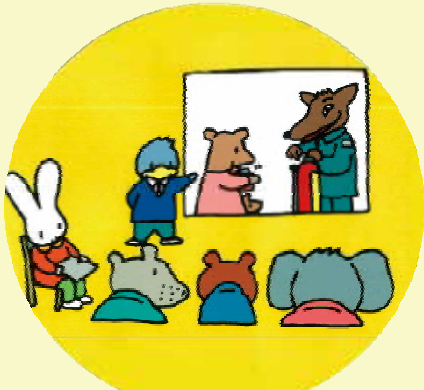


集積場所パトロールの様子

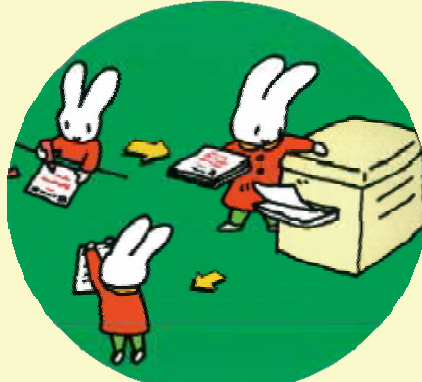


安全で快適な消費生活を推進する地域のリーダー

消費生活推進員



地域の人を集めて悪徳商法防止のための講演や紙芝居をして、知識を広めよう！



消費や環境に関する広報誌を作って、みんなにお知らせして、「賢い消費者」に！



施設見学会を実施して、自分の知識を高めよう！

Q1.

消費生活推進員はどんな活動をしているの？

A1.

地域の方々向けに、悪徳商法防止のための講習会を開いたり、広報誌を作成したり「賢い消費者」を育てる活動をしています！

Q2.

一人で活動するの？
誰かと一緒に活動するの？

A2.

地区ごとにみなさんで活動していただいています。
活動内容は地区のみなさんで相談して決めています。

Q3.

自分にできるか不安だな…
何か、講習会はあるのかな？

A3.

4月に新任者研修を実施するほか、「横浜市消費生活総合センター」に講師の派遣を依頼することもできます。

[令和5年度主なイベント] ※予定です

開催月	イベント名(活動を除く)	活動
4月	委嘱式・新任者研修 地区担当者会議	↑ 年2回以上の活動 (啓発講座など) ↓
5月		
6月		
7月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
8月		
9月		
10月	区民まつり(啓発物品配布)	
11月	旭区消費者大学 地区担当者会議	
12月		
1月		
2月	地区担当者会議	
3月		

消費生活推進員は、横浜市長の委嘱を受け消費者の主体的活動を促進し安全で快適な消費生活の推進を図るための活動をしています。

消費活動は、人が生きていく上で欠かせないものですが、高齢者を狙った悪徳商法や、高額契約など被害も多く発生しております。国としても平成21年に消費者庁を創設し、消費者問題に取り組んでいます。横浜市消費生活推進員は、自ら消費の知識をつけて自分が「賢い消費者」となり、その知識を地域で広めて頂くことで「賢い消費者」の輪を広げていく市民活動の担い手です。

具体的には、地区ごとに「悪徳商法」の知識をつける啓発活動などを行っていただいております。

お買いものが好きな方、悪徳業者にだまされたくない方、環境問題に関心のある方に特に向いた活動です。よろしく願いいたします。

× 毛 ♪



～「あさひくん」で 地域のイベントを盛り上げませんか?～

旭区役所ではマスコットキャラクター「あさひくん」の着ぐるみの貸出しを行っています。
ご利用いただいた方からは、「あさひくん」が参加することでイベントが盛り上がったと大好評!

地域のイベントに「あさひくん」を登場させて行事を盛り上げませんか?

1 旭区マスコットキャラクター「あさひくん」について

旭区制40周年を記念して、マスコットキャラクターのデザインと愛称を募集し、誕生しました。

2 サイズについて

着ぐるみは大と小の2種類あります。

(1) 大 (高さ約2メートル (着用時)、幅約1.5メートル)

・ 注意点: 室内で利用するときは出入りする扉の大きさに御注意ください。

(2) 小 (高さ約1.8メートル (着用時)、幅約1.1メートル)

・ 注意点: 着用は身長170cmくらいまでの人が望ましいです。

※写真は着ぐるみ「小」です。

身長が高い場合、着ぐるみのブーツから着用者の素足が出てしまう恐れがあります。

※なお、大と小の両方を同時に登場させることはできません。



3 費用について

・ 貸出しに費用はかかりません。ただし、運搬については、使用者にてお願いします。

・ ワゴン車等の大きい車でないと運搬できない可能性があります。

※QRコードからもアクセスできます。

4 貸出方法について

(1) 旭区のHPから「着ぐるみ貸出申請書」をダウンロード

<https://www.city.yokohama.lg.jp/asahi/shokai/mascot/asahikun2.html>

(2) ご提出は地域振興課へ。eメール、FAX、持参、郵送いずれの方法でも構いません。

(3) 旭区から貸出承認書が届きます。

(4) 貸出日に地域振興課へ受け取りに来てください。

※注意事項

・ 申請書は使用される3か月前から1週間前までにご提出ください。

・ 貸出しは申請書の先着順で行うほか、行政利用のためご希望の日程で貸出しできない場合もありますので、事前に電話にて空き状況を御確認ください。

・ 閉庁日は貸出しや返却の対応をしていません。

・ 貸出期間は最長7日間です。



旭区地域振興課生涯学習支援係

〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

TEL:045-954-6095 FAX:045-955-3341

Eメール: as-asahikun@city.yokohama.jp

5 主な地域活動団体

団体名	活動概要
かがやきクラブ旭(旭区老人クラブ連合会)	区内高齢者が仲間とともに明るく健康で生きがいを持って生活できるよう 、文化・スポーツ・レクリエーションなど、様々な活動を行っている市内最大の老人クラブです。おおむね60歳から90歳代の会員たちが、日々楽しく活動しています。
旭区交通安全シルバーリーダー連絡協議会	旭区老人クラブ連合会からの推薦を受け、支部ごとに選ばれた代表者で組織されています。交通安全思想の研修を受け、クラブ内における 交通安全教育の啓発・普及活動の他、各季交通安全運動にも参加 し、区内全域で高齢者を中心とした交通安全活動を行っています。
旭区スポーツ協会	区民のスポーツの普及・振興を推進するとともに、会員相互の親睦を図る ため、会の趣旨に賛同する区内の13の各種スポーツ団体で組織し、競技大会や教室を開催しています。
旭交通安全協会	区内の交通事故の防止や交通安全教育の推進 を目的に組織されています。小学校、校外委員、旭交通安全母の会の協力を受け、「はまっこ交通安全教室」の実施や、交通安全キャンペーン、新入学児童への交通安全教本の配布など、幅広い機会をとらえて交通安全活動を行っています。
旭防犯協会	自治会町内会が参加して組織しており、区民が安全で安心して生活ができるように、 防犯思想の高揚・防犯活動の推進 のため、防犯キャンペーンや防犯パトロールを行うほか、防犯に関する諸事業を行っています。 なお、自治会町内会には神奈川県防犯協会連合会が年2回発行している「防犯かながわ」の配布(班回覧)をお願いしています。
旭消防団	消防団とは、普段は本業の仕事等を持つ消防団員が、火災発生時の消火活動、地震や風水害といった 大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などを行う消防機関の一つ です。 平常時には、訓練、応急手当の普及指導、住宅への防火指導、特別警戒、広報活動など、地域防災力の向上に重要な役割を担っています。
食生活等改善推進員会(旭区ヘルスメイト)	旭区福祉保健課健康づくり係で実施する食生活等改善推進員養成講座の修了者(全9回中8回以上の出席者)のうち入会を希望する方々で構成されています。「私たちの健康は私たちの手で」を合言葉に、地域で乳幼児から高齢者まで幅広い世代の人を対象に 健康づくりを推進 する活動をしています。(おやこの食育講座、低栄養の予防に関する食生活講座など)
旭区社会福祉協議会	社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と位置付けられた社会福祉法人です。補助金や区民の皆様からいただいた賛助会費等を財源として、 区内における様々な地域福祉事業 を展開しています。賛助会費は、地区社会福祉協議会を通じて、納付をお願いしています。
神奈川県共同募金会旭区支会	共同募金運動は、 民間の社会福祉活動を支援 する総合的な募金活動で、神奈川県共同募金会旭区支会が取りまとめを行っています。 皆様から寄せられました「赤い羽根共同募金」は、民間社会福祉施設・団体等に配分されたり、区社会福祉協議会を通じて広く社会福祉活動のために活用されています。また、「年末たすけあい募金」は、区社会福祉協議会を通じて区内の福祉団体・グループの活動費等に活用されています。
日本赤十字社旭区地区委員会	赤十字活動は、「会費」と呼ばれる皆様からの募金・寄付によって成り立っており、毎年5月に赤十字社員増強運動を展開し、「会費」を募っています。 旭区地区委員会では、「会費」の募集を行うとともに、 献血運動 への協力、火災・風水害による 被災者への見舞金の交付 などを行っています。
旭区更生保護協会	犯罪の予防や更生保護事業 の充実発展を図ることを目的に、皆様に会員になっていただき、側面から支援していただいています。犯罪をした人の更生には保護司が直接あたっていますが、この旭保護司会をはじめ、更生保護女性会などへの助成や犯罪や非行のない「社会を明るくする運動」を実施しています。

区内には様々な公益的活動を行っている団体があり、自治会町内会からの協力を得て各種活動を推進しています。

事務局	連絡先	摘要
旭区老人クラブ連合会事務局	電話:360-5056 FAX:459-5313	
地域振興課地域活動係内	電話:954-6091 FAX:955-3341	研修会:4月及び11月頃 代表者会議:6月、9月、11月、3月頃
旭スポーツセンター内	電話:370-6415 FAX:370-6416	
旭交通安全協会	電話:363-0031 FAX:362-1965	交通安全キャンペーン:4月、7月、9月、12月
旭警察署生活安全課内	電話:361-0110	会費:1世帯あたり30円 ※毎年6~7月頃に納入をお願いします。
旭消防署総務・予防課 消防団係	電話:951-0119 FAX:951-0119	『旭消防団では、今、あなたの力が必要です。』 随時消防団員を募集しています。 ※詳しくはお問い合わせください。
福祉保健課健康づくり係	電話:954-6148 FAX:953-7713	毎年食生活等改善推進員養成講座を実施しています。4月以降の広報で募集する予定です。
旭区社会福祉協議会	電話:392-1123 FAX:392-0222	賛助会費:地区世帯数×定額 ※一定額以上の賛助会費は、地区社会福祉協議会の活動費として活用されます。
旭区社会福祉協議会内	電話:392-1123 FAX:392-0222	共同募金(戸別募金)のご依頼 依頼時期:毎年9月 実施時期10月~12月
旭区社会福祉協議会内	電話:392-1123 FAX:392-0222	日本赤十字社会費のご依頼 依頼時期:毎年4月 実施時期:5月~7月
旭区社会福祉協議会内	電話:392-1123 FAX:392-0222	更生保護協会会費のご依頼 会費:1世帯あたり10円 実施時期:5月~7月(日本赤十字社会費と同時期)

6 元気なまちをみんなで

～ 自治会への加入を呼びかけて元気なまちをみんなでつくろう～

少子高齢化や東日本大震災などで、住民同士が日頃から顔の見える関係をつくり、いざというときに助け合えるまちづくりが、改めて重要視されています。

しかし、価値観の多様化・ライフスタイルの変化により、自治会・町内会活動に関心がなく、加入しない人も増えています。

加入の必要性を伝えること、加入のメリットを理解してもらうことについて、何らかのヒントになるような事例を紹介します。参考にさせていただき、みんなで支え合う、元気なまちづくりへの取組に役立てていただければと願っています。



① マンションに加入促進に行ったところ、住民の方から、「学生(単身)のため、長くは住まない。加入すると、どんなメリットがあるの?」と聞かれました。どう答えたらいいのでしょうか?

回答例

自治会町内会活動は、気づかないところで皆さんの生活に役立つ活動をしています。災害時など、いざという時にご近所が助け合えるよう協力体制を作ります。自治会町内会で防犯灯を設置し、夜道の安全を確保します。また、ごみ集積場所の管理や清掃活動、市役所との連携、市の広報紙や公的団体からの情報を掲示板や回覧板でお知らせしています。短期間ですが、ご縁でせっかくこの地域にお住まいになるのですから、ぜひ顔見知りをつくるためにも、自治会・町内会への加入をお勧めします。

事例紹介 (旭区内)

最初は、楽しい話題から話し始めて、親しみや興味を持ってもらうことを大切にしています。例えば、家族構成に合わせて、参加できる地域のイベントのチラシを持参して、楽しさをPRしています。また、イベント終了後も当日の楽しさが伝わるような写真を使ったり、地域の取組を紹介するような広報紙を作成し、未加入世帯にも配布しています。地道な取組ですが、まずは活動を知ってもらうことも大切です。



② 加入のお願いに行ったら、「単身で帰日も遅く、留守にしがちなので、役員にはなれません…」と言われました。こんな時、どんなふうに答えたらいいですか?

回答例1

役員にならなくても、まずは、休日の空いている時間だけ、行事のお手伝いをしていただだけでも構いません。皆さんで少しずつ協力しあえると嬉しいです。

回答例2

役員として参加できなくても、会費を納入していただき、自治会・町内会の運営に関心を持っていただくことは大変助かります。



③ 役員の担い手が不足していて、夏祭りなどの行事をするのも難しくなっています。子ども達も毎年楽しみにしているので、何とか続けたいのですが、どうしたらいいのでしょうか?

事例紹介 (旭区内)

役員ではなく、夏祭りを企画・運営したい人たちが集まって活動する実行委員会形式にして、取り組みました。最初は、二世帯で暮らしている役員の子どもの世代に、「夏祭りだけでいいからやってもらえないか?」と声をかけ、徐々に、若い世代の親たちが子どものためにと集まってくれるようになりました。会合は、平日の夜間や休日などのみんなが集まりやすい時に開催し、中には子ども連れの夫婦で参加する人もいて賑やかです。この取組がきっかけで夏祭りは継続でき、地域内での交流の輪が広がりました。



④ 役員をやってもらえないかと頼むと、「近所の人の顔もあまり分からない自分にできるかどうか不安だ」、「負担が大きいのでは?」と言われてしまいます。こんな時、どうしたらいいのでしょうか?

事例紹介 (旭区内)

私たちの自治会では、5月末に、新しい役員同士の親睦を深めるために、イベント(BBQ大会)をしています。役員になりたての人も、イベントを通じて顔見知りになり、1年間の活動中にもお互い相談にのることができます。役職にかかわらず相談しあえる仲間の存在は大きく、励みになっています。

事例紹介 (他都市)

私たちの自治会では、役員の任期は、14か月としています。これにより、2か月間の引継ぎ期間ができ、無理なく負担を減らすことができます。経験者が新しい人をフォローするのも大切です。

加入促進のあいさつ状(例)

※旭区役所のHPで書式のダウンロードができます。

旭区 加入促進のあいさつ状

で

検索

- ・ これは(例)です。
- ・ 必要に応じて修正してください。

年 月 日



新規転入された皆さんへ



〇〇自治会・町内会
会長 〇〇 〇〇

ごあいさつ

突然のご連絡となり申し訳ありません。
私たちは、〇〇自治会町内会と申します。

〇〇自治会町内会は、〇〇町を中心に、約〇割(〇〇世帯)に加入いただいています。
私たちは、ごみ集積場所の管理や資源回収を通じて、きれいなまちづくりを進めたり、
防犯灯の設置や、まちの防犯パトロール、子どもたちの見守りを通じて、安心して暮ら
せるまちの取組みを進めています。

近年、数多く発生した大災害では、隣近所での助け合いの大切さが再認識され、
“いざというときは、遠くの親戚よりも、ご近所の顔見知り”という事が言われるようになり
ました。

〇〇自治会町内会でも、お互い助け合える関係を作るために、地域での防災訓練や
回覧板や掲示板などを活用した情報共有、各種イベントの開催などの活動に取り組んで
います。

この他、当自治会では、区役所や警察、消防、学校、土木事務所や商店街などいろ
いろなところと連携して、地域活動に取り組んでいます。

ぜひ、この機会に、私ども〇〇自治会町内会にご加入いただきたく本日はお知らせ
するものです。

なお、自治会・町内会費(年〇〇〇円)は、加入いただいた翌年(・翌月)から、班長さ
んを通じていただくことになっていきますので、よろしく願いいたします。

【お知らせの内容】

★あなたの所属する班は、 〇〇自治会町内会の _____ 班です。

★班長さんは、現在、_____ さん(電話: _____)です。

自治会・町内会への加入をお考えの方や関心のある方は、ぜひご連絡ください。
また、ご不明な点やお困りごとがありましたら、ご遠慮なくご相談ください。

会長 〇〇 〇〇 (住所: 〇〇町〇-〇)(電話: 〇〇〇-〇〇〇〇)
事務局 〇〇 〇〇 (住所: 〇〇町〇-〇)(電話: 〇〇〇-〇〇〇〇)



○加入案内リーフレットについて

旭区では、旭区に転入した方に対し、転入届の窓口で自治会への加入案内リーフレットを配付しています。このリーフレットでは、大災害時などのいざという時に頼りになるのは自治会町内会であるということなどをアピールする内容となっており、裏面には自治会町内会の区域図を記載し、入会取次依頼書を挟み込んでいます。各自治会で加入勧奨のために戸別訪問する際などにもご活用いただけますので、ご希望の場合は区役所地域振興課まで御連絡下さい。

また、このリーフレットや加入啓発グッズには2次元コードを印刷しており、スマートフォン等で読み込むことで、すぐにメールで区役所に加入意思を伝えられるようにしてあります。その場合、区役所から該当の自治会町内会長に加入希望者の連絡先をお伝えし、御対応いただくこととなります。

加入案内リーフレット

加入啓発グッズ



(あさひくんマスコット)

(コルクコースター)



○ホームページの案内について

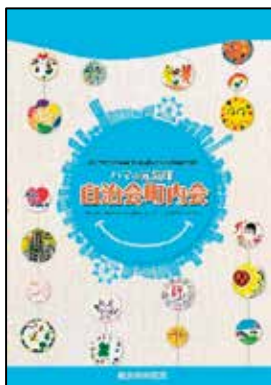
横浜市のホームページでは、「自治会町内会への加入促進」のページを用意しております。

自治会町内会の「役員のみなり手が少ない」、「会員の高齢化」などの課題に対して、工夫して取り組んでいる自治会町内会の事例を紹介している「ハマの元気印」や集合住宅加入者向けの「加入促進チラシ」などを掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

ハマの元気印 VOL.1

ハマの元気印 ダイジェスト版

加入促進チラシ集合住宅加入者向け



ホームページの場所

横浜市トップページ>暮らし・総合>市民協働・学び>市民と行政の協働>自治会町内会>自治会町内会への加入促進

× ㊦ ㊮

おつかれさまです



7 活動中のケガや事故について

1 横浜市市民活動保険のご案内

1 横浜市市民活動保険とは

横浜市市民活動保険は、市民が安心してボランティア活動に参加できるよう、**ボランティア活動中のケガや事故を対象**とした保険制度です。
原則、自治会・町内会が行っている活動も保険の対象となります。



2 特徴

① 保険料は不要

横浜市が保険料を負担しているため、ボランティア活動者の負担はありません。

② 事前の加入手続きは不要

事故発生後に手続きをしていただきます。
横浜市と保険会社が審査を行い、**保険の対象と認められた場合**に保険金が支払われます。

3 注意事項

① 全ての活動が保険の対象となるわけではありません。

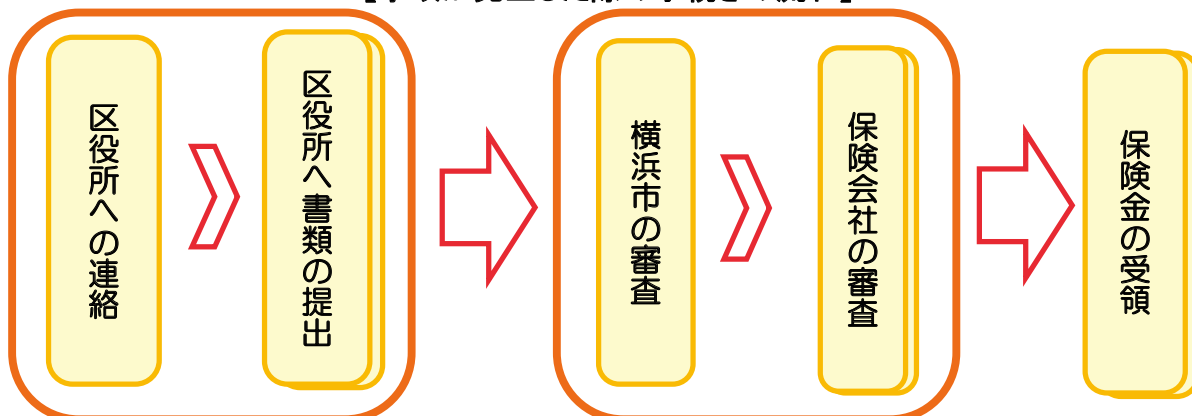
【対象とならない活動(者)の例】

- ・ 親睦目的のレクリエーション等の活動
- ・ 互助的な活動(PTA活動、団地の敷地内の清掃、共有財産の管理等)
- ・ 政治、宗教、営利に関わる活動
- ・ 行事や催し物への参加者(競技への出場者、防災訓練への参加者等)

② 全ての申請が認められるわけではありません。

※「その他の保険制度について」(27ページ)も参考にしましょう。

【事故が発生した際の手続きの流れ】



詳しくは、毎年4月に各自治会・町内会へ配布している
「横浜市市民活動保険のご案内」をご覧ください。

【お問い合わせ・連絡先】 旭区役所総務課庶務係 TEL: 954-6006

ボランティア活動中に事故が発生したときに、各種保険を利用することができる場合があります。

2 その他の保険制度について（令和4年4月現在）

保険名称	問合せ先	対象活動・対象者	保険料
ボランティア活動保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	日本国内における、有志による自発的な意思に基づいて他人や社会に貢献する 無償のボランティア活動 ※自治会町内会で当番制・輪番制とされている活動は対象外	基本プラン 350円/年 天災・地震補償プラン 500円/年 特定感染症重点プラン 550円/年
ボランティア行事用保険	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	地域福祉活動やボランティア活動の一環 として日本国内で行われる各種行事	28円、126円、248円/日/人 ※宿泊を伴う行事の場合、2日間241円～7日間364円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
福祉サービス総合補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	在宅福祉サービス・地域福祉サービス、介護保険サービス、障害福祉サービス、障害者地域生活支援事業、児童福祉サービス等	前年度の活動実績に基づき計算 延活動従事者数×17～42円 ※複数のプランあり ※加入要件あり
送迎サービス補償	社会福祉法人 全国社会福祉協議会 (旭区社会福祉協議会)	送迎サービス利用者、特定した自動車に搭乗中の 送迎サービス利用者、同乗者 (運転手を含む)	利用者数、年間利用日数、自動車の乗車定員数から保険料を計算 ※複数のプランあり
スポーツ安全保険	公益財団法人 スポーツ安全協会	スポーツ活動、文化活動、ボランティア活動、地域活動等を行う4名以上の社会教育関係団体	800円/年～ ※複数のプランあり
全国子ども会安全共済会	公益社団法人 全国子ども会連合会	子ども会の活動	共済掛金は被共済者1名につき年額50円 (10月1日以降の加入は40円)
学校教育ボランティア保険	横浜市教育委員会事務局 学校支援・地域連携課	市立学校からの依頼により、教育活動を支援する「学校教育ボランティア」	なし(市が負担)

みんなで楽しく安全に活動するために、まずは、相談してみよう！



8 地域活動推進費補助金の交付までの流れ

時期 目安	自治会町内会	流れ	区役所	摘 要
4月～	「現況届」の作成 (変更がなくても 毎年必要です)	→	受理・確認	4月1日現在加入世帯数 ※会長名・役員名等その他自治 会情報もご記入ください。
	「口座振替依頼書」 (変更がなくても 毎年必要です) ※ 口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要	→	受理・確認	① 団体の「所在地」は、 「代表者住所」のこと です ※郵便が確実に届くことが必要 ② 補助申請がない場合も提出 ※防災補助金、広報配布謝金の 振込先としても必要となります。
4～6月	前年度報告書類	→	審査・決裁	前年度補助金確定通知 ※ ※余剰金ありの場合返還請求 →返還確認後、当年度審査開始
	当年度申請書類	→	審査・決裁	当年度補助金の交付決定
5～8月	受取・確認	←	<ul style="list-style-type: none"> 当年度補助 決定通知 前年度確定通知 請求書 (用紙) 	郵送で申請者(会長)住所へ
交付決定 通知後	請求書 ※ 口座名義人と代表 者が異なる場合は押 印必要	→	受理	補助金支払手続きの開始 ※請求書に押印する印鑑は口座 振替依頼書に押印した 同一印 で
請求後 約半月	補助金の 振込を確認	←	補助金の 口座振込	請求書審査・決裁 ※ 適正な請求書を受理した日か ら15日後 を目安に振り込みま す。

① 補助金は**申請主義**ですので、申請をする義務はありませんが、申請された場合には、補助金交付**要綱に定める上限**(加入世帯数×700円又は公益的事務・事業に関わる支出予定総額の1/3のどちらか安価な額)まで補助金を交付します。

② 補助金を受けた団体は、翌年度すみやかに**前年度報告書類を作成**し、補助を受けた額の3倍以上「公益的」な事務・事業に支出していたかどうかの確認を受ける必要があります。

9 個人情報の取り扱いについて

1 個人情報保護法

個人情報とは...個人に関する情報で「ある特定の人物」のものだとわかるものをさします。
いままで、5,000件を超える個人情報を扱っていなければ法の対象となりませんでした。平成29年5月30日の法改正により、営利、非営利を問わず名簿等の個人情報を取り扱っている**小規模団体も適用対象**となりました。このことにより、私たち自治会、町内会も今まで以上に個人情報の慎重な取り扱いが求められることになりました。

しかしながら、**本人の知らない間に個人情報が保有・利用・提供されないよう配慮していれば**、基本的な取り扱いに**問題はありません**。

2 名簿を作成利用する上で必要なこと

- ◎ 個人情報を提供してもらう際は、あらかじめ利用目的を決めて、本人に伝えること。
- ◎ 配布の範囲や内容について同意を得ること。

3 取り扱いの7つのチェックポイント

- ① 個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝えること。
- ② 個人情報は、決めた目的以外のことには使わないこと。
- ③ 個人情報を第三者に渡す際は、本人の同意を得ること。
- ④ 個人情報のうち要配慮個人情報については、特別なルールを守ること。
- ⑤ 本人からの「個人情報の開示や訂正等の請求」には応じること。
- ⑥ 取得した個人情報は安全に管理すること。



4 そのほか気を付けること

- ◎ 個人情報を第三者に渡すときは、記録を残し原則3年保存する。
- ◎ 第三者から個人情報をもらうときは、「氏名」「第三者が取得した経緯」等を確認・記録し原則3年記録を保存する。
- ◎ 不正な利益を図る目的で個人情報を提供、盗用しない。(罰則が科されます。)

※ 自治会町内会の運営をする上で、会員の皆様の個人情報は必要不可欠なものです。ルールを守って有効に活用しましょう。

※ わからないことがあれば、専門の相談窓口があります。区役所にお問い合わせください。



10 自治会町内会の法人化について



1 法人化の意義

自治会町内会が会館などの資産を保有する場合、通常は団体名義による登記ができません。しかし、代表者個人または共同名義で登記した場合、名義人の死亡による相続問題や個人負債による差押えなど財産上の問題が生じる場合があります。

そのような問題を解決するために、平成3年4月に地方自治法が改正され、自治会町内会が認可地縁団体として法人化すれば、財産を団体名義で登記できるようになりました。

この度、地方自治法の改正(令和3年11月26日施行)により、不動産の保有又は保有の予定に関わらず、地域的な共同活動を円滑に行うために法人格を取得することが可能になりました。

2 自治会町内会の意思決定

法人化したい場合には、事前に現行の規約(会則)に基づく総会を開催し、法人認可申請の要否について意思決定をします。意思決定後、認可申請に必要な次の点について審議し、承認を受けます。

- ① 法人としての規約(会則)の制定
- ② 区域の確定
- ③ 構成員の確定

3 区役所への法人認可申請

意思決定後、法人認可申請書類を区役所に提出します。

- ① 規約(会則)
- ② 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
(議長と議事録署名人の署名・押印がされた総会議事録等の写し)
- ③ 構成員名簿
- ④ 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類(事業報告書、決算書、事業計画書、予算書、財産目録等)



4 法人としての印鑑登録・印鑑登録証明

法人認可後、代表者の印鑑を登録することができます。登記や融資を受ける場合などで代表者印を押印する場合に必要となります。

印鑑登録には、代表者個人の印鑑登録証明書とその印鑑、そして団体代表者の印鑑が必要となります。

ただし、印鑑登録は届出代表者が変更となると、自動的に抹消されます。

※ 詳細は、区役所地域振興課地域活動係(954-6091)までお問い合わせください。

きらっとあさひプラン

第4期 旭区地域福祉保健計画 令和3年度～7年度

○ 身近な地域での見守り・支え合い

現在の地域社会は、少子高齢化などによる家族形態の変化や、就労・子育てなどのライフスタイルの変化とともに、隣近所との関係性の希薄化が進んでいます。加えて、中高年の子どもの生活を高齢の親が支える「8050 問題」や介護と子育てを同時に担う「ダブルケア」など、様々な社会問題も顕在化しています。

このような中でも、日頃から声をかけ合い、さりげなく気づかうことで、誰もが孤立せず、困ったときに相談したり、支援につなげたりできる関係＝「見守り・支え合い」が大切です。それは『きらっとあさひプラン』で目指す姿でもあります。

○ きらっとあさひプラン（旭区地域福祉保健計画）とは

旭区に住むすべての方が地域で支え合い、安心して自分らしく暮らせるようにするための計画です。住民や地区連合自治会町内会などの住民自治組織・事業者・公的機関（区役所・区社会福祉協議会・地域ケアプラザ等）が協働し、身近な地域の支え合いの仕組みづくりを進め、地域の福祉保健課題を解決するために策定・推進しています。

第4期計画では、新たな『基本理念』を掲げ、目指すまちの姿を設定し、「区全域計画」と19地区の「地区別計画」で基本的な考え方を共有しています。

きらっとあさひプラン（第4期旭区地域福祉保健計画） 令和3～7年度

基本理念

地域で支え合い 安心して自分らしく暮らせるまち 旭区をつくろう

目指す姿

- 1 誰もが、ともに生きるまち
- 2 みんなが、声をかけあえるまち
- 3 ひとりひとりが、自分らしくいられるまち

各地区で自治会町内会や地区社会福祉協議会など様々な団体が、交流や見守り・支えあい活動などに取り組んでいます！

区全域計画

- 区全体の共通課題、基本理念や基本目標を実現するための取組
- 地区だけでは解決することが難しいことを支援するための取組

地区別計画

- おおむね19地区の連合自治会町内会エリアで策定・推進する計画
- 目指すべきまちの姿や地区の様々な課題に対し、地区の皆さんが主体的に進める取組



知い合い — をつ — 支え

いざ! といとき たすけあう

避難場所や備蓄の確認、訓練などを行います。災害時に助け合います。



やっぱり、頼りになるのはご近所ですよ



防災

安心 して暮らせる

いつもありがとう!

防犯灯の設置やまちのパトロール、子どもたちの見守りをします。



防犯・交通安全

自治会町内会

地域の人が集まり、交流し親睦をはかります。いざという時に助け合える住民同士のつながり（絆）を育みます。

困っていることを相談したり、地域に知っている人がいると安心につながります。



きれい なまち

資源集団回収やまちの清掃を行います。

ごみ（資源）を集めて市役所へ持って行ってもらいます。

豊かな自然



環境・美化



区役所のほか、警察や消防、土木事務所、学校、商店街などいろいろなところと連携するよ

合って暮らそう

一人ではできないけれど、
みんなで協力するとできることって、
いっぱいあるね。



ふるさと

を感じる



運動会や
文化活動、
お祭りや
餅つき大会などを行します。

お祭り

文化・スポーツ

区連会

※

地区連合会長が月に一度集まります。
地区連合同士や区役所などと
意見交換を行います。
独自の取組や行政と協働により
課題解決に取り組みます。

※「区連会」は、
「旭区連合自治会
町内会連絡協議会」
の略称です

地区連合自治会町内会

自治会町内会長たちが集まり
地区ごとに連合をつくります。

1つの自治会町内会では
解決が難しい地域の課題に
皆で協力して取り組みます。



旭区には
約240の
自治会町内会
があるよ。



旭区には
19の地区連合が
あるんだよ。



自治会
町内会

知り合う・支えあう

お年寄りや子どもに
声をかけたり、かけられたり。

ご近所に知り合いが
増えます



健康

ご近所の福祉



情報共有



11 区役所等の業務案内

ご用件の担当係がお分かりにならない場合は、右の番号へおかけください。

954-6161

(横浜市コールセンターから、旭区役所につながります。)

区役所所在地：〒241-0022 旭区鶴ヶ峰1-4-12

令和4年4月1日現在

部	課	係	主な業務内容
総務部	総務課 FAX:951-3401	庶務係 954-6005~7	横浜市市民活動保険、行政証明、土地の名称等変更証明、仮ナンバー、防災対策
		予算調整係 954-6011	区づくり推進費の予算決算、庁舎管理
		統計選挙係 954-6012~3	各種統計調査(国勢調査、経済センサス等)、各種選挙、不在者投票、区選挙管理委員会
	区政推進課 ※1 FAX:955-2856 ※2 FAX:951-3401	広報相談係 ※1 954-6021~3	窓口案内、広報、広聴(市民からの提案、区長陳情など)、情報公開、特別相談
		企画調整係 ※2 954-6026	区の主要事業の企画調整
		まちづくり調整担当 ※2 954-6026	区のまちづくり、まちのルールづくり相談コーナー
	地域振興課 FAX:955-3341	地域活動係 954-6091~2	自治会町内会、交通安全、スクールゾーン、消費者対策、防犯対策
		生涯学習支援係 954-6094、5、7、9	スポーツ振興、文化振興、青少年健全育成、生涯学習、市民活動、農の魅力PR、マスコットキャラクター「あさひくん」に関すること
		区民施設担当 954-6097	区民利用施設の管理運営、子どもの遊び場の管理運営
		資源化推進担当 954-6096	「ヨコハマ3R夢！」プランの推進、ごみの発生抑制・再利用・再利用の促進、街の美化推進、不法投棄防止
		地域力推進担当 954-6095	地域活動の支援(あさひみらい塾、地区担当制、タウンミーティング)
	戸籍課 FAX:955-4411	証明発行窓口	住民票の写し、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明(謄本・抄本)等の交付
		戸籍担当 954-6031~2	戸籍届(出生、死亡、婚姻等)
		登録担当 954-6034	転入・転出等の住民異動届、印鑑登録、小・中学校への転入学、個人番号(マイナンバー)カードの諸手続等
	税務課 ※1 FAX:954-0948 ※2 FAX:953-7399	税証明等発行窓口	課税(非課税)証明書、納税証明書、評価証明書、住宅用家屋証明書(中古)、125cc以下のバイク等の登録・廃車等
		市民税担当 ※1 954-6041~5	市民税・県民税申告・相談
		土地担当 ※1 954-6047~9	固定資産税・都市計画税(土地)の課税、土地の評価等
		家屋担当 ※1 954-6053~6	固定資産税・都市計画税(家屋)の課税、家屋の評価等
		収納担当 ※2 954-6071~8 954-6194	市税の納付相談
区会計室 FAX:953-7399	会計係 954-6086	公金(横浜市)の収入・支出	
福祉保健センター	福祉保健課 FAX:953-7713	福祉保健係 954-6101	民生委員・児童委員、主任児童委員
		事業企画担当 954-6143~4	地域福祉保健計画の推進、地域ケアプラザの管理運営、福祉保健活動拠点の管理運営等
		健康づくり係 954-6146~8	予防接種、がん検診、保健活動推進員、食生活等改善推進員、生活習慣病予防、健康相談、感染症予防等

部	課	係	主な業務内容	
福祉保健センター	生活衛生課 FAX:952-1504	食品衛生係 954-6166~7	食品関係営業許可、食品に関する相談、医療系免許	
		環境衛生係 954-6168	理美容などの営業、ビルの衛生管理、犬の登録、犬・猫の飼育相談、ネズミ・害虫駆除相談	
	高齢・障害支援課 FAX:955-2675	高齢・障害サービス係 954-6115	高齢者・障害者に関する福祉保健相談、障害者の有料道路(ETC)割引、濱ともカード(65歳以上)、敬老特別乗車証、福祉特別乗車券(18歳以上)、敬老月間、老人クラブ(かがやきクラブ旭)	
		高齢者支援担当 954-6125	高齢者に関する福祉、認知症、訪問支援、介護予防、高齢者虐待相談	
		介護保険担当 954-6061	要介護認定、指定居宅介護支援事業者・居宅サービス事業者に関する相談	
		障害者支援担当 954-6145	身体・知的障害者(18歳以上)に関する福祉、精神保健福祉、難病患者相談	
	子ども家庭支援課 FAX:951-4683	子ども家庭係 954-6151	母子健康手帳、乳幼児健診、小児慢性特定疾病等医療給付、児童手当、特別乗車証(児童扶養手当受給者、18歳未満障害児)	
		子育て支援担当 954-6117	身体・知的障害者(18歳未満)に関する福祉保健相談、女性福祉相談、児童扶養手当	
		保育担当 954-6173	保育所等利用申込、保育サービス等の相談	
		子ども家庭相談 954-6160	子どもに関する相談(育児、ひきこもり、児童虐待等)	
		学校連携・子ども担当 954-6019	学童・放課後キッズクラブ、学校連携等	
	生活支援課 FAX:951-5831	生活支援係 954-6104	生活保護、生活困窮者自立支援	
		事務係 954-6105	戦没者遺族の援護	
	保険年金課 FAX:954-5784	国民年金係 954-6131~2	国民年金の資格関係、保険料の免除・猶予関係、障害基礎年金、老齢基礎年金	
		保険係	954-6134	国民健康保険・介護保険の資格や保険料
			954-6137	保険料納付相談(国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療)
			954-6135 6138	国民健康保険・介護保険の給付、後期高齢者医療、小児医療、重度障害者やひとり親家庭等の医療費助成
	旭土木事務所 FAX:952-1518	管理係 953-8801	公園使用許可、道水路占用許可・境界調査、道水路の草刈、カーブミラー、放置自転車(公道上)	
		道路係 953-8801	道路の維持管理、街路樹維持管理、開発行為の相談、狭あい道路等	
		下水道・公園係 953-8801	下水道・河川・公園の維持管理、開発行為の相談	
資源循環局旭事務所 FAX:953-6669	953-4811	ごみ集積場所の新設・移動等の相談、ごみと資源物の分別、集積場所への不法投棄、環境事業推進委員、資源集団回収		
旭消防署	総務・予防課 FAX:951-0119	消防団係 951-0119	消防署の庶務・経理 消防団 火災予防・立入検査・危険物・消防設備規制	
	警防課 FAX:951-0119	警防第一係 警防第二係 951-0119	罹災証明書(火災)・救急証明書・火煙発生等届出	
旭公会堂 FAX:954-6170	954-6170	公会堂の利用受付、備品などの貸出		
旭区社会福祉協議会 FAX:392-0222	392-1123	地域の福祉保健活動の支援、ボランティア活動の相談・調整、共同募金・日本赤十字社・更生保護協会等事務局、寄付受付等		
二俣川駅 行政サービスコーナー FAX:366-0381	366-6615	住民票の写し、印鑑登録証明書などの交付、市県民税(非)課税証明書などの交付、(時間帯によりその場でお渡しできない場合があります)平日7:30~19:00、土日9:00~17:00、国民の祝日及びその振替休日、12/29~1/3は休み		

12 こんなときはどこに・・・



	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
あ	愛の手帳(療育手帳)の申請(障害18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当
	愛の手帳(療育手帳)の申請(障害18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
い	赤ちゃん教室	3-33	954-6150	子育て支援担当
	空家の一般的な相談	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
	あさひの逸品	2-23	954-6026	企画調整係
	あさひみらい塾	2-21	954-6095	地域力推進担当
	アンナガバチの駆除に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	あんしん電話(高齢者)の申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	あんしん電話(障害者18歳以上)の申請	別-3	954-6128	障害者支援担当
	医師免許の申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	石綿(アスベスト)健康被害等相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	犬に噛まれた・飼い犬が人を噛んだ場合の相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の飼育相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の登録・狂犬病予防注射の届出	3-35	954-6168	環境衛生係
	犬の引取り・苦情・保護	3-35	954-6168	環境衛生係
	医療関係施設の開設等申請	3-34	954-6166	食品衛生係
	印鑑登録(住民個人)	1-9	954-6034	登録担当
	印鑑登録(認可地縁団体の自治会町内会)	2-21	954-6091	地域活動係
	印鑑登録証明書(住民個人)	1-7	954-6034	登録担当
印鑑登録証明書(認可地縁団体の自治会町内会)	2-21	954-6091	地域活動係	
飲食店等の営業許可申請・報告・届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
インフルエンザ(高齢者)	3-30	954-6146	健康づくり係	
う	運営方針	2-23	954-6026	企画調整係
え	エイズ(HIV検査・相談)	3-30	954-6146	健康づくり係
	衛生統計(人口動態、国民生活基礎調査)	3-31	954-6143	事業企画担当
	栄養士免許の申請	3-34	954-6166	食品衛生係
	閲覧(固定資産税課税台帳・閲覧図)	2-29	954-6047	土地担当
お	閲覧(地価公示価格の書面)	1-1	954-6022	広報相談係
	落し物	2-24	954-6006	庶務係
か	温泉の掘削、利用等の許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	カーブミラー	旭土木	953-8801	管理係
	介護サービス自己負担助成(介護保険)	1-4	954-6134	保険係
	(介護保険)指定居宅介護支援事業者についての問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	(介護保険)指定居宅サービス事業者についての問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当
	介護保険(給付)申請、高額介護サービス費)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	介護保険外サービスに関する問い合わせ	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	介護保険サービスに関する問い合わせ	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	介護保険の加入、資格喪失、保険料	1-4	954-6134	保険係
	介護保険の要介護認定申請	別-3	954-6061	介護保険担当
	介護予防事業	別-3	954-6191	高齢者支援担当
	開示請求(行政文書、個人情報)	1-1	954-6022	広報相談係
	外出支援事業案内・相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	外出支援事業案内・相談(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
	開発行為相談受付	旭土木	953-8801	下水道・公園係
	街路樹の維持管理	旭土木	953-8801	道路係
	火煙発生届	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係
	家屋の評価	2-29	954-6054	家屋担当
	課税証明書(市・県民税、住民税)	2-27	954-6043	市民税担当
	河川の維持管理	旭土木	953-8801	道路係、下水道・公園係
	火埋葬許可	1-12	954-6031	戸籍担当
	家庭用品に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	紙おむつ給付(高齢者)の申請	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	紙おむつ給付(障害者18歳以上)の申請	別-3	954-6128	障害者支援担当
	紙おむつ給付(障害児18歳未満)の申請	3-33	954-6117	子育て支援担当
	仮ナンバー(自動車臨時運行許可)	2-24	954-6006	庶務係
	簡易給水水道、小規模受水槽水道に関する届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	簡易専用水道の衛生	3-35	954-6168	環境衛生係
	肝炎ウイルス検査	3-30	954-6146	健康づくり係
	肝炎治療医療費助成制度	3-30	954-6146	健康づくり係
	看護師免許の申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	感染症予防・対策	3-30	954-6147	健康づくり係

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当	
き	期日前投票	2-24	954-6012	統計選挙係	
	義務教育諸学校の就学	1-9	954-6034	登録担当	
	救急講習等	2消-2	951-0119	消防署予防係	
	救急証明書	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係	
	給食施設指導	3-30	954-6148	健康づくり係	
	狭あい道路に関すること	旭土木	953-8801	道路係	
	境界層該当証明	新	954-6104	生活支援係	
く	行政サービスコーナー		366-6615	二俣川駅行政サービスコーナー	
	禁煙相談・啓発	3-30	954-6147	健康づくり係	
	区の主要事業の企画調整	2-23	954-6026	企画調整係	
	区民生活・防災マップの発行・配布	1-1	954-6022	広報相談係	
	〃	2-24	954-6007	庶務係	
	区民文化センターの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当	
	区民利用施設の管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当	
	クリーニング所の開設等の届出・相談、クリーニング師免許の申請	3-35	954-6168	環境衛生係	
	グリーンロード	2-21	954-6092	地域活動係	
	軽自動車税の課税	2-28	954-6042	市民税担当	
け	敬老バス(敬老特別乗車証)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
	下水道の維持管理	旭土木	953-8801	下水道・公園係	
	結核の予防・対策	3-30	954-6147	健康づくり係	
	健康手帳(40歳以上)	3-30	954-6146	健康づくり係	
	研修室を借りたい	みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
	建築物清掃業等の登録・申請・届出	3-35	954-6168	環境衛生係	
	原動機付自転車(125CC以下)登録、廃車、変更	2-27	954-6042	市民税担当	
	県民税課税(所得)証明、非課税証明	2-27	954-6043	市民税担当	
	県民税の申告・課税	2-28	954-6043	市民税担当	
	こ	公園愛護会	旭土木	953-8801	管理係、下水道・公園係
		公園使用許可	旭土木	953-8801	管理係
		公園の維持管理	旭土木	953-8801	下水道・公園係
		公害健康被害者の家庭療養指導	別-3	954-6127	障害者支援担当
高額介護(居宅支援)サービス費		1-5	954-6138	保険係(給付)	
高額障害福祉サービス費支給(18歳以上)		別-3	954-6145	障害者支援担当	
高額障害福祉サービス費・通所入所給付費支給(障害児18歳未満)		3-33	954-6117	子育て支援担当	
高額療養費・限度額証		1-5	954-6138	保険係(給付)	
後期高齢者医療制度		1-5	954-6138	保険係(給付)	
興行場の営業許可・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
公金(横浜市)の収入・支出		2-20	954-6086	区会計室	
公衆浴場の営業許可・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
広聴(「市民からの提案」、区長陳情など)		1-1	954-6022	広報相談係	
交通安全		2-21	954-6091	地域活動係	
交通事故(国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険関係)		1-5	954-6138	保険係(給付)	
公的年金からの住民税の特別徴収		2-28	954-6043	市民税担当	
広報・広報物配布(広報よこほま、区民生活・防災マップ、旭区便利帖)		1-1	954-6022	広報相談係	
行旅死亡人取扱い		新	954-6069	生活支援係	
行旅人旅費貸付		新	954-6069	生活支援係	
高齢者の虐待相談		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
高齢者の訪問指導		別-3	954-6191	高齢者支援担当	
高齢者福祉(要介護高齢者)の相談		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
高齢者福祉保健サービスの申請		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
国勢調査		2-24	954-6012	統計選挙係	
国民健康保険の加入・資格喪失・保険料		1-4	954-6134	保険係	
国民健康保険の給付		1-5	954-6138	保険係(給付)	
国民年金の加入等(第1号被保険者)		1-6	954-6131	国民年金係	
個人番号(マイナンバー)カードの申請 受取(予約者のみ)		1-10 1-2	954-6034	登録担当	
戸籍証明		1-12	954-6031	戸籍担当	
戸籍全部(個人)事項証明(謄本・抄本)		1-7	954-6031	戸籍担当	
戸籍の附票の写し		1-7	954-6031	戸籍担当	
子育て支援者事業		3-33	954-6150	子育て支援担当	
子ども家庭相談		3-33	954-6160	子育て支援担当	
固定資産課税台帳(家屋)	2-29	954-6053	家屋担当		
固定資産課税台帳(土地)	2-29	954-6047	土地担当		
固定資産税の証明(納税証明を除く)	2-27	954-6047	土地担当		
固定資産税(家屋)の評価・課税	2-29	954-6054	家屋担当		
固定資産税(土地)の評価・課税	2-29	954-6047	土地担当		
子どもログハウスの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当		
コミュニティハウスの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当		
コミュニティハウス整備促進	2-23	954-6026	まちづくり調整担当		
婚姻届	1-12	954-6031	戸籍担当		
困難の生活相談	新	954-6104	生活支援係		
こんにちは赤ちゃん訪問	3-32	954-6151	子ども家庭係		

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当	
さ	サークルの紹介・サークルガイド	みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
	災害応急用井戸の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	災害時医療	3-31	954-6101	福祉保健係	
	災害時の防疫作業(消毒など)に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	災害時要援護者名簿に関する相談	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
	催事(食品等取扱い)の届出・相談	3-34	954-6166	食品衛生係	
	在宅重度障害者手当の申請(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	在宅重度障害者手当の申請(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	「さんさんガイド」(旭区便利帖)の発行・配布	1-1	954-6022	広報相談係	
	産後母子ケア事業	3-32	954-6150	子育て支援担当	
	し	JR定期割引(児童扶養手当受給世帯)	3-32	954-6151	こども家庭係
		歯科医師免許の申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
		歯科保健	3-30	954-6146	健康づくり係
		死産届	1-12	954-6031	戸籍担当
菌周病予防教室		3-30	954-6146	健康づくり係	
市税の納付相談		2-25	954-6071~78	収納担当	
自治会町内会		2-21	954-6091	地域活動係	
指定居宅介護支援事業者についての問い合わせ		別-3	954-6061	介護保険担当	
指定居宅サービス事業者についての問い合わせ		別-3	954-6061	介護保険担当	
指定難病		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
児童虐待相談(こども家庭相談)		3-33	954-6160	子育て支援担当	
自動車燃料券(18歳以上の身体・知的障害者)		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
自動車燃料券(障害児18歳未満)		3-32	954-6151	こども家庭係	
自動車燃料券(精神障害児者)		別-3	954-6145	障害者支援担当	
児童手当		3-32	954-6151	こども家庭係	
児童扶養手当の申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
死亡届		1-12	954-6031	戸籍担当	
市民活動支援センター		みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
市民活動支援センターの管理運営		2-22	954-6097	区民施設担当	
市民活動団体の登録		みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
市民活動保険		2-24	954-6006	庶務係	
市民からの提案		1-1	954-6022	広報相談係	
市民税課税(所得)証明、非課税証明		2-27	954-6043	市民税担当	
市民税の申告・課税		2-28	954-6043	市民税担当	
社会福祉統計(国民生活基礎調査)		3-31	954-6101	福祉保健係	
住環境整備事業(障害者18歳以上)		別-3	954-6128	障害者支援担当	
住環境整備事業(障害児18歳未満)相談		3-33	954-6117	子育て支援担当	
住宅改修(介護保険)相談		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
住居表示		1-9	954-6034	登録担当	
住居表示変更証明書		1-7	954-6034	登録担当	
住宅改修費還付申請(介護保険)		1-5	954-6138	保険係(給付)	
住宅用家屋証明書(中古)		2-27	954-6047	土地担当	
重度障害者医療の資格・医療証の発行		1-5	954-6138	保険係(給付)	
住民異動届(転入、転出、転居、世帯変更)		1-9	954-6034	登録担当	
住民基本台帳カードの諸手続き(平成27年12月で発行手続終了)		1-9	954-6034	登録担当	
住民票記載事項証明書		1-7	954-6034	登録担当	
住民票の写し		1-7	954-6034	登録担当	
縦覧(固定資産税・土地)		2-29	954-6047	土地担当	
縦覧(固定資産税・家屋)		2-29	954-6054	家屋担当	
受水槽に関する届出・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
出産育児一時金		1-5	954-6138	保険係(給付)	
出生届		1-12	954-6031	戸籍担当	
生涯学習の相談・機材の貸出		みなくる	382-1000	生涯学習支援係	
障害基礎年金の相談・申請		1-6	954-6131	国民年金係	
障害者(18歳以上)在宅サービスの申請		別-3	954-6128	障害者支援担当	
障害児(18歳未満)在宅サービスの申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
障害者(18歳以上)日常生活用具の相談・申請	別-3	954-6128	障害者支援担当		
障害児(18歳未満)日常生活用具の相談・申請	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害児福祉手当相談	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害福祉サービス申請・相談(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当		
障害福祉サービス申請相談(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当		
証紙(横浜市収入証紙)販売・払い戻し	2-20	954-6086	区会計室		
小中学校の入学・転校	1-9	954-6034	登録担当		
商店街振興	2-21	954-6095	地域活動係		
小児の医療費助成事業	1-5	954-6138	保険係(給付)		
小児慢性特定疾病医療の申請	3-32	954-6151	こども家庭係		
消費者対策・消費生活推進員	2-21	954-6091	地域活動係		
消防訓練	2消-2	951-0119	消防署予防係		
消防団への入団相談・申請	2消-1	951-0119	消防署消防団係		

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当	
し	情報公開に係る請求書の受付	1-1	954-6022	広報相談係	
	食事サービスの申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	食事サービスの申請(身体障害者18歳以上)	別-3	954-6193	障害者支援担当	
	食生活等改善推進員会	3-30	954-6148	健康づくり係	
	食生活等改善推進員養成講座	3-30	954-6148	健康づくり係	
	食中毒予防・食品に関する苦情、相談	3-34	954-6166	食品衛生係	
	助産制度の申請	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	女性福祉相談	3-33	954-6117	子育て支援担当	
	除籍謄本・抄本	1-12	954-6031	戸籍担当	
	所得証明書	2-27	954-6043	市民税担当	
	自立支援医療(育成医療)	3-32	954-6151	こども家庭係	
	自立支援医療(更生医療)相談・申請	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	自立支援医療(精神通院)	別-3	954-6145	障害者支援担当	
	人口・世帯数	2-24	954-6012	統計選挙係	
	人生記念樹の受付	1-1	954-6022	広報相談係	
	身体障害者(高齢者)の福祉保健相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	身体障害者(18歳以上)の福祉保健相談	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	身体障害者手帳の申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当	
	身体障害者手帳の申請(18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当	
	身体障害者手帳の申請(18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当	
す	水浴場(プール)の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	スクールゾーンに関すること	2-21	954-6091	地域活動係	
	スズメバチの駆除に関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	スポーツ振興	2-21	954-6095	生涯学習支援係	
	スポーツセンター・スポーツ会館の管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当	
	住まいの衛生相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	3R夢(スリム)	2-21	954-6096	資源化推進担当	
	せ	製菓衛生師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
		生活困窮者自立支援	新	954-6104	生活支援係
		生活支援ショートステイの相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当
生活習慣病予防相談(禁煙・メタボリックシンドローム・食生活)		3-30	954-6146	健康づくり係	
生活保護		新	954-6104	生活支援係	
青少年の健全育成		2-22	954-6095	生涯学習支援係	
精神障害者の福祉保健(精神保健福祉手帳・自立支援医療(精神通院))		別-3	954-6145	障害者支援担当	
成年後見制度の相談(高齢者)		別-3	954-6125	高齢者支援担当	
成年後見制度の相談(障害者18歳以上)		別-3	954-6193	障害者支援担当	
世帯(世帯主)変更届		1-9	954-6034	登録担当	
た	選挙	2-24	954-6012	統計選挙係	
	戦没者遺族の援護	新	954-6105	事務係	
	専用水道に関する申請・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	タウンミーティング	2-21	954-6095	地域力推進担当	
	ち	地域活動推進費補助金	2-21	954-6091	地域活動係
		地域ケアプラザ整備	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
		地域ケアプラザの管理運営	3-31	954-6143	事業企画担当
		地域交通・移動支援	2-23	954-6026	まちづくり調整担当
		地域福祉保健計画に関すること	3-31	954-6143	事業企画担当
		地球温暖化対策の推進	2-23	954-6026	企画調整係
畜舎の許可・相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
地区センターの管理運営		2-22	954-6097	区民施設担当	
地区担当制		2-21	954-6095	地域力推進担当	
知的障害者(18歳以上)の福祉保健相談		別-3	954-6128	障害者支援担当	
知的障害者(18歳未満)の福祉保健相談	3-33	954-6117	子育て支援担当		
て	調理師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
	陳情(市長陳情・区長陳情)	1-1	954-6022	広報相談係	
	鉄道整備	2-23	954-6026	まちづくり調整担当	
	電子証明書(公的個人認証)の更新	1-10	954-6034	登録担当	
	転籍届	1-12	954-6031	戸籍担当	
	と	統計調査・統計刊行物	2-24	954-6012	統計選挙係
		道水路の境界調査申請	旭土木	953-8801	管理係
		道水路の草刈	旭土木	953-8801	管理係
		道水路の占用許可	旭土木	953-8801	管理係
		道路の維持管理・修繕等	旭土木	953-8801	道路係
特定医療費(指定難病)		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
特定建築物の届出、衛生(給水、空調など)に関する相談		3-35	954-6168	環境衛生係	
特別児童扶養手当の申請		3-33	954-6117	子育て支援担当	
特別障害者手当申請		別-3	954-6128	障害者支援担当	
特別相談(法律、公証、司法書士、交通事故、民事調停手続等)		1-1	954-6022	広報相談係	
と	都市計画道路整備	2-23	954-6026	まちづくり調整担当	
	都市計画マスタープラン	2-23	954-6026	まちづくり調整担当	
	土地の評価	2-29	954-6047	土地担当	
土地の名称等変更証明	2-24	954-6006	庶務係		

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当
な	名寄帳(土地・家屋)	2-29	954-6047	土地担当
	難病患者の保健と福祉	別-3	954-6191	高齢者支援担当
に	入院医療援護金(精神)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	乳幼児健診	3-32	954-6151	こども家庭係
	乳幼児食生活健康相談	3-30	954-6146	健康づくり係
	乳幼児・妊産婦歯科相談(経過歯科・むし歯予防・歯みがき教室含む)	3-32	954-6151	こども家庭係
	妊産婦の健康	3-33	954-6150	子育て支援担当
	認知症の相談	別-3	954-6191	高齢者支援担当
ね	猫の飼育相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	猫の引取り・苦情・保護	3-35	954-6168	環境衛生係
	ねずみ・衛生害虫の駆除相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	納税証明書	2-27	954-6071~78	収納担当
の	農の魅力PR	2-22	954-6095	生涯学習支援係
	納付書再発行(市税)	2-25	954-6071~78	収納担当
は	肺がん検診	3-30	954-6146	健康づくり係
	バイク(125cc以下)の登録、廃車、変更	2-27	954-6042	市民税担当
	母親(両親)教室	3-33	954-6150	子育て支援担当
	パブリックコメント(計画等の案及び関連資料の閲覧)	1-1	954-6022	広報相談係
ひ	漬ともカード	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	非課税証明(市・県民税、住民税)	2-27	954-6043	市民税担当
	ひきこもり相談(18歳以上)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	ひきこもり相談(18歳未満)	3-33	954-6160	子育て支援担当
	ひとり親家庭等医療費助成	1-5	954-6138	保険係(給付)
	ひとり親家庭等の相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	被爆者医療給付・健康手帳	3-30	954-6146	健康づくり係
	美容所の開設等の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係
	評価証明書(固定資産課税台帳登録事項証明)	2-27	954-6047	土地担当
	標準負担額減額認定証の交付	1-5	954-6138	保険係(給付)
ふ	福祉タクシー券(18歳以上の身体、知的障害者)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	福祉タクシー券(精神障害児者)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	福祉タクシー券(障害児18歳未満)	3-32	954-6151	こども家庭係
	福祉特別乗車券の交付(18歳以上の身体、知的障害者)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
	福祉特別乗車券の交付(精神障害児者)	別-3	954-6145	障害者支援担当
	福祉特別乗車券の交付(児童扶養手当受給世帯・障害児18歳未満)	3-32	954-6151	こども家庭係
	福祉保健活動拠点の管理運営	3-31	954-6143	事業企画担当
	福祉用具購入(介護保険)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	ふく包丁師免許申請・届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	不在者投票	2-24	954-6012	統計選挙係
	不在住証明書	1-7	954-6034	登録担当
	不在籍証明書	1-12	954-6031	戸籍担当
	負担限度額認定証(介護)	1-5	954-6138	保険係(給付)
	不法投票	2-21	954-6096	資源化推進担当
へ	文化振興	2-22	954-6097	生涯学習支援係
	ペットに関する相談	3-35	954-6168	環境衛生係
ほ	保育所アルバイト登録(市立園)	3-32	954-6151	こども家庭係
	保育所運営指導	3-33	954-6173	保育担当
	保育所入所・保育料	3-33	954-6173	保育担当
	防火管理者の届出	2消-2	951-0119	消防署予防係
	放課後児童育成(学童・放課後キッズクラブ)	3-33	954-6019	学校連携・こども担当
	防災対策	2-24	954-6007	庶務係
	放置自転車(放置禁止区域以外の公道上)	旭土木	953-8801	管理係
	放置自転車(放置禁止区域内)	2-21	954-6091	地域活動係
	防犯対策	2-21	954-6091	地域活動係
	防犯灯	2-21	954-6091	地域活動係
	防犯灯維持管理費補助金	2-21	954-6091	地域活動係
	訪問理美容サービス申請・相談	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	ホームレス支援	新	954-6104	生活支援係
	保健活動推進委員会	3-30	954-6146	健康づくり係
	保健師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係
	保険料納付相談(介護保険・国民健康保険・後期高齢者医療保険)	1-14	954-6137	保険係
	保護受給者証明	新	954-6104	生活支援係
	母子・父子・寡婦福祉資金(貸付)の申請・相談	3-33	954-6117	子育て支援担当
	母子健康手帳交付申請	3-32	954-6151	こども家庭係
	母子訪問指導	3-33	954-6150	子育て支援担当
	補装具の申請(高齢者)	別-3	954-6125	高齢者支援担当
	補装具の申請(障害者18歳以上)	別-3	954-6128	障害者支援担当
ほ	補装具の申請(障害児18歳未満)	3-33	954-6117	子育て支援担当
	ホタルの舞う里づくり	2-23	954-6026	企画調整係
	墓地・納骨堂・火葬場の許可相談	3-35	954-6168	環境衛生係

	業務内容	階-窓口	電話	係・担当	
ま	マイナンバー(個人番号)カードの申請 受取(予約者のみ)	1-10 1-2	954-6034	登録担当	
	まちぐるみ地域防犯推進事業助成金	2-21	954-6091	地域活動係	
	街の美化	2-21	954-6096	資源化推進担当	
	町の防災組織活動費補助金	2-24	954-6007	庶務係	
	まちのルールづくり相談コーナー	2-23	954-6026	まちづくり調整担当	
み	窓口案内	1-1	954-6022	広報相談係	
	緑のカーテンづくり	2-23	954-6026	企画調整係	
	身分証明書	1-7	954-6031	戸籍担当	
	未利用市有地の利用等についての相談 民生委員・児童委員、主任児童委員	2-23 3-31	954-6026 954-6101	企画調整係 福祉保健係	
め	免許の申請、届出(医師、薬剤師、保健師、看護師、栄養士、調理師、製菓衛生師など)	3-34	954-6166	食品衛生係	
	催物開催届出	2消-2	951-0119	消防署予防係	
も	薬剤師免許の申請、届出	3-34	954-6166	食品衛生係	
	郵便等投票	2-24	954-6012	統計選挙係	
や	有料道路割引(障害者18歳以上)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
	有料道路割引(障害児18歳未満)	3-32	954-6151	子ども家庭係	
ゆ	養育医療の申請	3-32	954-6151	子ども家庭係	
	要介護認定申請に関する問い合わせ	別-3	954-6061	介護保険担当	
	横浜市がん検診・健康診査等	3-30	954-6146	健康づくり係	
	横浜みどり税の課税	2-28	954-6043	市民税担当	
	予防接種(新型コロナウイルスワクチンを除く)	3-30	954-6146	健康づくり係	
り	寄り添い型生活支援事業	3-33	954-6019	学校連携・子ども担当	
	リサイクル	2-21	954-6096	資源化推進担当	
	罹災証明書(火災)	2消-3	951-0119	消防署警防第一係・第二係	
	罹災証明書(自然災害)	2-24	954-6007	庶務係	
	離乳食教室	3-30	954-6146	健康づくり係	
	リハビリ教室(機能訓練教室)問い合わせ	別-3	954-6191	高齢者支援担当	
	理容所の開設等の届出・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	旅館業の営業許可・相談	3-35	954-6168	環境衛生係	
	ろ	老人クラブ(かがやきクラブ旭)	別-3	954-6115	高齢・障害サービス係
		老人福祉センターの管理運営	2-22	954-6097	区民施設担当
老人ホーム入所相談		別-3	954-6115	高齢・障害サービス係	
路線価(固定資産税)の公開		2-29	954-6047	土地担当	
露店等開設届出		2消-2	951-0119	消防署予防係	
わ	ろびーぎゃらりー	2-22	954-6097	生涯学習支援係	
	忘れ物	2-24	954-6006	庶務係	

わからないときは
旭区代表電話
954-6161
までお電話ください。



電話で
お金

クレジット
カード

ATM

の話は

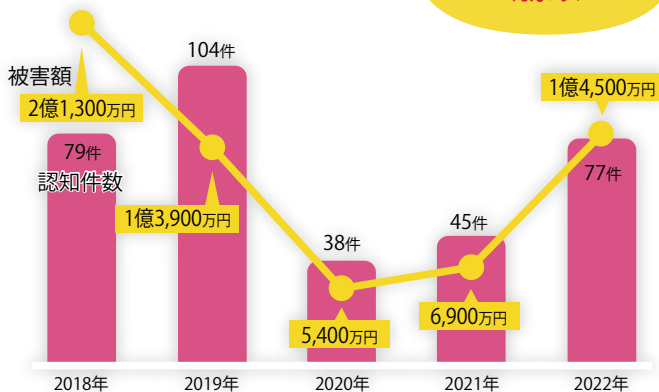
詐欺です!

旭区の 高齢者が狙われています

2018年、区内では振り込め詐欺の件数が79件、被害額が過去最悪の約2億1,300万円に上りました。2021年には件数と被害額が減少したものの、2022年は再度増加に転じています。

また、被害者の約9割が70歳以上で、複数回被害に遭う場合もあり注意が必要です。

旭区振り込め詐欺認知件数と被害額



被害者の約9割
70歳以上

振り込め詐欺

こんな手口に注意!

ATM 年金機構

年金が一部未払いとなっているので受け取り手続きができるのでATMに向かってください。



お金 業者

有料サイトの利用料金が未納です。○日までに〇〇万円支払わないと裁判になります。



クレジットカード 金融庁

クレジットカードが不正に利用されています。職員がクレジットカードを預かりに行きますので渡してください。



振り込め詐欺の手口は年々、巧妙化しています。行政機関、警察等がATMの操作やカードを受け取りに来たりすることはありません!

～振り込め詐欺の被害にあわないために～

振り込め詐欺の入口は電話です。詐欺から身を守るには、「犯人と話をしないこと」が一番大切です。

在宅中も常に留守番電話設定を行いましょう。犯人は声を録音されることを嫌います。

「自動通話録音機能」を備えた機器を設置することも有効です。



※自動通話録音機能とは…着信時に詐欺を抑止する音声の流れ、相手^{いかく}を威嚇し、会話内容を自動で録音できる機能。
※留守宅と思われて空き巣の被害に遭わないよう、ドア・窓の戸締りも忘れずにしましょう。

不審な電話がかかってきたら旭警察署(☎361-0110)にご相談ください。